

厚岸町議会 第1回定例会

平成21年3月6日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成21年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、佐々木議員、4番、高橋議員を指名いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
4番、高橋議員の一般質問を行います。
4番、高橋議員。

- 高橋議員 おはようございます。
平成21年度の厚岸町議会第1回定例会に当たり、通告書に従いお尋ねをさせていただきます。
2009年の新春を健やかに迎えられた町職員各位に対し、町民の1人として、日ごろのご苦労に対し厚く感謝を申し上げるところであります。
さて、町長は新春の訓示で、100人余りの職員を前に財政再建を重要課題に上げ、町の主要財源の地方交付税が安定的に措置される保障は何もないと強調しながら、自治体財政健全化法のもと、各会計とも赤字にすることは許されないとして、常にコスト感覚を持って業務を見直すよう訴えた記事を拝見したところであります。
さらには、第5期総合計画の策定作業では、町民の提案を実現する方法を積極的に考えるよう求めたことについて、さらには町長は、町政執行方針の中では、町民の皆さんの思いをしっかりと受けとめて、さまざまな行政課題に果敢に取り組んでいきたいと表明しておりますが、私は、町長の事実上の3選出馬の表明と受けとめているところであります。
さて、味覚ターミナル・コンキリエ営業経営の見直しについてであります。通告のとおりお尋ねをさせていただきます。
次の経費にかかわる見直しについて。
販売促進、広告宣伝、旅費交通費、給料、手当、賃金等、さらには当該施設の管理運営委託内容についてであります。
さて、町長は執行方針の中で、第三セクター「株式会社厚岸味覚ターミナル・コンキリエ」の営業経営状況について、広く町民の理解を求めるような説明をしておりますが、

町民の多くは、そのとおりとって理解を得られると思いますか。しっかりした答弁をいただきたいと思います。

次に、町有財産の管理についてお尋ねをしてみたいです。

釧路町との境界問題について、議事録上においてもしっかり明記されているのに、なぜ按分をしなければならないのかということでもあります。

伺います。

この件については何度かお尋ねをしているところではありますが、これは、行政がしっかりやるべき仕事ではないのかと思いますが、いかがでございましょうか。

厚岸町の財産は、厚岸町が守ることは当たり前ではないのかと思うのであります。町長あなたは、昨年3月の第1回定例会で釧路町との境界にかかわる問題についてお尋ねをしたところ、わずかA4、1枚程度の答弁書で何やら濁しているのではありませんか。町民の大切な財産なのです。行政がしっかり管理しないで、だれが管理できるのですか。行政が責任を持って進めないということは行政の怠慢と、多くの町民から指摘されても口が開かないのではないかと私は思うのであります。

町長あなたは、この大切な問題については、町長に就任以来、2回程度の事務協議しか行っていないとのことから見て、本当にしっかり取り組む用意があるのか疑うものがあります。しっかりした見通し、計画を立て、相手によく理解していただきながら解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。今後の交渉の見通しについてお尋ねをします。町長からの答弁を求めるものであります。

通告の中にありましたように、携帯電話の学校への持ち込みについてであります。

文部科学省は、小中学校は原則禁止が望ましいとする通知を全国の各教育委員会に出す方針を固めたところではありますが、厚岸町の教育委員会はどのような対応をしているのか。

いじめ対策については、携帯電話が禁止とするところであり、その取り組みをどのようにしているのかをお尋ねをして、1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の味覚ターミナル・コンキリエの営業経営の見通しについてのうち、経費にかかわる見通しについてのご質問であります。販売促進費につきましては、町外での物産販売の催事にかかわる臨時販売員などの費用のほか、ツアー添乗員及び運転手などの昼食代の一部負担や料理サンプルケースの作成にかかわるものであります。平成20年度は参加する催事の選択などで経費の削減を図っており、前年度と比べ25%程度の削減になる見込みであります。

この町外の催事への参加は、営業収益を得ることに加え、厚岸町全体のPR効果も大きなものがあり、参加することの意義がありますし、今後もそれぞれの催事ごとに、その効果を見きわめながら選択をして、参加を継続する必要があると思っております。

広告宣伝費につきましては、観光雑誌等の広告掲載や販売チラシの作成など20数件に及ぶPR経費であります。平成20年度は前年度より8%程度の削減になる見込みであります。

この広告宣伝につきましても、集客のために不可欠なものと考えており、対費用効果を見きわめながら継続する必要があると思っております。

旅費交通費につきましては、町外の催事への参加や打ち合わせ会議出席にかかわるものであり、これも参加する催事にかかわる経費削減を図った結果、前年度より26%程度減少する見込みではありますが、今後、集客を促すための営業活動を行っていくためには必要な経費と考えています。

給料・手当・賃金につきましては、現場従業員にかかわるもので、現在、正社員9名、臨時職員2名で、これにパート及びアルバイトが加わっての体制となっておりますが、パート及びアルバイトの人員削減により、前年度比より2%程度の減少見込みとなっております。

この社員の給与体系は会社独自のものになっておりますが、その給与額は、町内民間レベルと比べて決して高いものではないと判断いたしております。

これらの営業経費につきましては、会社において、その経費全般の削減に向けた取り組みを進めてきており、平成20年度では経費全体で前年比より2.6%程度の削減見込みとなっておりますが、今後もより効率化を目指しながら経営改善に努めることにしております。

次に、当該施設の管理運営の委託内容についてのお尋ねにお答えをいたします。

味覚ターミナル・コンキリエにつきましては、株式会社味覚ターミナルを指定管理者として、当該施設全体の管理運営を委託しております。

この指定管理者の指定に当たりましては、地方自治法の規定により平成18年3月の町議会定例会に提案を行っており、5年間の指定期間及び指定管理者に行わせる業務の範囲とともに議会の議決をいただいているところでありますが、これに基づく指定管理者基本協定書で、その委託業務の内容を定めております。

この委託内容は、週1日と年末年始6日間の休館日を設けている以外は通年開館をすることを基本として、その委託業務の内容は、施設全体の維持管理に加えて地域観光に関する情報提供や地場製品の販売及び普及宣伝など営業にかかわる部分も加わっております。

味覚ターミナルの役割は、さきに示しました平成21年度町政執行方針の中で触れており、厚岸町への集客機能を発揮し、地場製品の消費拡大と新たな販路拡大を目指すことにあり、特に食と味覚を魅力に厚岸の知名度を一層高め、町の観光振興を誘導する中核拠点施設として存在することにあります。

今や、道の駅として、厚岸町のみならず道東観光ルートの重要なポイントに位置づけられており、存在する意義は大きいものがあると考えております。

しかし、低迷を続ける経済情勢において観光客の入り込みが減少してきており、収益の落ち込みによって、施設の管理運営に当たっている指定管理者の経営が大変厳しい状況になっております。

さきに述べたとおり、この施設の存在意義は厚岸町にとって大きなものがあり、今後も存在し続け、さらにその役割を發揮させるためにも、運営に当たる株式会社味覚ターミナルの経営安定化が不可欠であると考えます。

このことから、平成20年度における経営支援補助金の支出と新年度における運営管理業務にかかわる委託料の増額について、このたびの議会に予算提案をしているものでありますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

続いて、2点目の、釧路町との境界問題については議事録上においてもしっかり明記され

ているのに、なぜ按分しなければならないのかとのお尋ねであります。

平成2年2月15日付協議により、普通交付税の算定に用いる市町村面積に限定して、厚岸町と釧路町の合計値をもとに按分した数値を用いることとして現在に至っているものであり、このことについては、普通交付税算定上限定した取り扱いであって、他のことに影響を及ぼすものでないこととされております。

これは、境界未確定にあった関係町に対して、普通交付税策定の必要から、平成元年11月に行われた釧路支庁長による調整によって、按分数値により協議することとされたものであります。

このことにより、厚岸町と釧路町の双方が主張する境界未確定面積27.1km²に相当する普通交付税のうち、約4分の3が厚岸町に按分算入され、残り約4分の1が釧路町に按分算入されているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

なお、今後の見通しにつきましても、両町と誠意を持って協議を重ねてまいりたいと存じます。

なお、3点目の携帯電話の学校への持ち込みについては、教育長から答弁をさせます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、高橋議員の3点目のご質問である、携帯電話の学校への持ち込みについてお答えいたします。

まず、厚岸町の教育委員会は指導、対応をしているのかとのご質問であります。昨年9月に行った調査の時点で、既に町内全小中学校において、携帯電話の持ち込みを原則禁止の方向で自主的に取り組みをしております。

また、平成21年1月30日付文部科学省通知「学校における携帯電話の取り扱い等について」を受けまして、厚岸町教育委員会といたしましても、各学校へ「携帯電話の取り扱い等について」、2月17日付で通知を発出し、改めて携帯電話の学校への持ち込みについては原則禁止の考え方を基本とする旨を周知したところでございます。

今後につきましても、携帯電話は学校教育の場には必要のないものとの認識を定着させていくとともに、保護者に対してもさまざまな機会を通して啓発し、理解を広めたいと考えております。

次に、携帯電話に起因するいじめ対策についてはどのような取り組みをしているのかとのご質問ですが、各学校の取り組みといたしましては、児童生徒向けの情報モラル教育を関係機関と連携をしながら実施し、携帯電話の扱いについての正しい認識を児童生徒に持たせるよう指導しているところでございます。

また、最近、社会問題化しております学校裏サイトの問題につきましても、全国Webカウンセリング協議会を通して閲覧登録し、学校に関する書き込みの有無についてのチェックや情報収集をしている状況であります。

いじめ対策に関しましては、携帯電話のみならず、いじめ根絶に向けた1学校1運動など、各学校で継続して取り組んでいるところでございます。

昨年12月に、町内小中学校を対象としたいじめ実態調査を実施しましたが、いじめられたとする125件の回答中、メールなどによるいじめが4件ありました。携帯電話に起因

するいじめについては、周囲から見えないところで起きている場合が多く、その実態把握には難しい側面もありますが、いじめ全体に占める割合は少ないとはいえ、この問題が拡大していくことのないよう未然に防ぐことが重要なことであると考えております。

しかしながら、この問題につきましては、児童生徒への指導や学校での取り組みだけでは解決できるものではないと認識しておりますことから、家庭との連携を強化するための保護者向けの研修会を開催するなど、厚岸町の児童生徒が情報機器を通じた事件・事故に巻き込まれることのないよう努力してまいりますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 まず、味覚ターミナル・コンキリエの営業経営の見通しについて、町長のほうからのご説明がありましたけれども、現実にはまず、売上げが伸びない、つまり販売促進について問題がないのかということであります。

販売促進というのはやはり、全体の売上げの大きなウエートを占めているわけでありまして。もちろん、宣伝広告等についても、このままでいいのかということなんですけれども、当初からみたらやはり、売上げが伸びていないにもかかわらず宣伝広告についてはそのままやっている。また、旅費交通費、これも町長のほうから説明があり、それぞれ何%か抑えているのだと。さらにはまた、給与・手当・賃金等については、他企業から見たら決して高いものじゃないんだというようなご答弁でありましたけれども、これが果たして、私が前段質問したように、全体的に売上げがない中で、こういった人件費の計上とか、あるいはまた経費の計上とか、営業としちゃ非常に、何かしらバランスがとれない。

きのうあたり、この見込み数だっけ出してもらったんですけれども、これを見ますというと、もちろん第三セクターですから、普通の会社じゃないわけですから、その辺はわかるんですけれども、普通我々が考えるならば、こんなことでは営業は全くできません。

町長、あれですか、この経営については今後も継続してやると言っているんだけれども、継続してやるのはいいんだけれども、管理費ですか、これらをまた今後も続けて、こういった形でもって予算を計上して継続をする考えでいらっしゃるんですかね。ことはこれ、味覚ターミナル、約1,000万円ぐらい。

こんな形で毎年、毎年やるのはいいんだけれども、果たしてこれが今後の経営に役立つのか、あるいはまた、もちろんこのコンキリエは、道東の道の駅として、厚岸町の観光にもなくてはならないということはよくわかるんですけれども、問題は、継続して、果たしてどうなのか。やはり、10年も15年もやったら、営業というものは、少なくとも一つの見切りをつけて、何らかの方策を打ち出す必要があるのではないかと私は思うのであります。思い切って民間に委託するとか、いろんな手法があろうかと思うんですけれども、この点については町長は、このままで4年、5年続けるという考えでいらっしゃるのか。

きのうの同僚議員の質問の中で、3選に向けてしっかり財政を堅持しながら取り組む

のだというようなお話もあったやのようにお聞きをしております。そういうことを含めた中で、今後の見通し、また今後の取り組みについて、もう少し町長から詳しくお尋ねをしたいところであります。

委託料を幾ら増額しても、自助営業努力が伴わなければ経営の安定にはつながらないと私は思うのであります。現場で働く従業員のモチベーションが上がるように、この委託料の増額措置をしているというような答弁でありましたけれども、それが果たしてそのとおりになるのかどうか、私は疑いたくなるものであります。

そういったことから、町長からのこの業務に対する再度の答弁をいただきたいと思うのであります。

次に、町有財産管理の関係からお尋ねをしてみたいです。

行政が率先して行わなければならないお仕事でありますので、この関係につきましては、さかのぼること昭和51年から、私も昭和51年当時の議会に滞在していたものですから、当時の資料等を見ますというと、議件として扱っております。これは、昭和52年の2月2日、総務委員会に付託された事業でありまして、この関係につきましては、前にも申し上げたように、51年の3月の定例会の後、総務常任委員会において、釧路町との境界問題について調査事項として取り上げ、意見として、行政区域については昭和53年をめどに解決をするよう、当時の村上町長の意向であったところであります。それから数えても、町長、35年以上になりますね。

私はそういった意味で、この仕事の解決にはやはり、若狭町長しかできる者がいないというふうに考えておりました。ぜひ町長に、町長の手で、この難問題を解決をしていただければ大変に町民は喜ぶのではないかと、こう思っておりました。

この問題は、私が在席しなくなってから、平成14年にも質問があったようです。平成14年の質問のときには、これはたしか町長が在席中のときですね。そのときには、町長はこのように議員からの質問で答弁をしております。「厚岸町と釧路町境界問題であります。今ご指摘がありましたとおり、隣町の議員生活の中で経過はよくご承知の何々議員でありました。私も、この問題が起きましてからいろいろと勉強させていただいておりますが、大変難しい問題であることをみずから感じておるわけでありまして。先ほどお話しいたしましたとおり、両町の主張が平行線をたどっている問題でございます。しかしながら、私といたしましては、厚岸町長として、今までの経過を十分に踏まえて、解決に向けて取り組んでまいりたいと、こう考えているのでご理解を賜りたい」と。

これからもう、8年近くなりますね。そろそろひとつ、町長にひとつ手腕をふるってもらって、解決をいただきたいと、こう願うものであります。町長からの賢明なところのご答弁をちょうだいしたい。

次に、教育長にお尋ねをします。

去る1月22日の朝刊に、文部科学省は、ネットいじめや犯罪被害の予防のため、小中学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止が望ましいとする通知を月内にも各教育委員会に出す方針を固めたところでありますし、文科省は昨年7月、各教育委員会や学校に、携帯電話の取り扱いを明確にするよう通知、その後、対応状況を取りまとめた中で、その結果を踏まえて具体的な通知内容を決めるとしたところであります。文科省は、去る1月20日の閣議で、文言は検討しなければならないが、国として方向性は、携帯電話を持つことは個人の権利な

ので、制限は難しいと話をしていたところではありますが、携帯電話をめぐるのは、大阪や埼玉県など公立小中学校での持ち込み禁止の方針を打ち出しているのに対し、東京都などは親が判断することと述べたほか、神奈川県知事は、学校、親、子供が安全を確認し合うツールにもなると、一律禁止の否定的な考えを示しているところもあります。国の教育再生懇談会は昨年12月、小中学生は必要がない限り携帯電話を持つことがないよう保護者、学校が協力すると、校内持ち込みの原則禁止を素案に盛り込んだところでもあります。

教育長は執行方針の中で、教育委員会として未来を担う児童生徒の健全な育成と夢や希望の実現に向かって生き生きと学ぶことができる学校教育の実現、いじめや不登校などの生徒の指導に関する問題については、いじめは絶対に許されない行為であることなど児童生徒に認識をさせることなど、学校の教育相談機能の充実と児童生徒の心の成長の側面を支援していきたいと。まちづくりの基本は人づくりです。国は、小中学校の新学習指導要領を4月から一部先行実施し、理数強化などの授業時間を1時間程度増加させることによって学力を向上させ、豊かな心や健やかな体をはぐくむことにもなると言っているところでもあります。また、学校には携帯電話を持ち込まず、有害情報やネットいじめから小学生を守る対策を進めますと言っております。

そこで、当町では小中学校児童生徒の携帯電話の学校への持ち込みといじめ対策については、今、教育長からのご説明がありましたけれども、携帯電話やインターネットによる被害を防ぐため、児童生徒向けの防犯教室の開催等、社会的問題となっている学校裏サイトと対応に向けた教育・研修の実施、これらについては年間どの程度、教育委員会として、PTAや学校教員との間で協議をなされているのか、その点についてもお尋ねをしてみたいです。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） まず、味覚ターミナル・コンキリエの件についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、味覚ターミナル・コンキリエ、平成6年から開業をいたしておるわけです。その間、今日まで、厚岸町の経済体質の活性化に大きな影響があったものと私は認識をいたしております。

しかしながら、赤字の原因は11月から3月までの冬期間に限られておるわけですので、総体的に、これが営業の大きなマイナスになっているという現況にあるわけですので。その点につきましては、後ほど担当いたしております課長から、るる詳しく答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

次に、釧路町との境界の問題でございます。

ご案内のとおり、長年の、長年の懸案であります。先ほど村上町長さんのお話が出ましたけれども、私も当時の議事録等も読ませていただきましたが、当時の相手は泉さんという方が町長でありました。その対話の中で、合併問題も解決をもって解決をいたしたいというような中身になっております。

さらにはまた、私も町長になりましてから、お話がございましたとおり、先輩議員からも何度もその問題を質問を受けております。また、高橋議員からもたびたび質問を受けておるわけです。

私は、相手もあることでもあり、相手の町長に対し、厚岸町議会もいろいろな境界問

題に対するご意見を申し上げながら、釧路町の2代の町長にわたって協議をさせていただいておるわけでありますが、しかしながら、現在まだ未解決であるという実態であるわけであります。

解決方法としては、三つの方法があるかと思えます。一つは、両町の協議の結果の合意であります。さらにはまた、北海道知事への裁定を行ってもらおうと、申請をするという方法もあろうかと思えます。最後は裁判所への訴訟という方法があろうかと思えますが、私といたしましてはやはり、両町の協議の中で解決することが最も大切ではなかろうかと思いをいたしておるわけでございまして、そういう意味におきましても、これから相手の町長に対しましても、さらに厚岸町の考え方を申し上げながら、解決できる方向で努力をさせていただきたいと、このように考えておりますが、大変難しい問題であることも事実であるわけでございまして、そういう意味につきましてはご理解をいただきたい。しかしながら、ご質疑のとおりであります。厚岸町長として、責任を持ってこの問題についての合意を得ていかなければならない課題であるという私は認識をさせていただいておるところでございます。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 続きまして、町長のほうから詳しく説明を申し上げるということでございまして、冬期間に非常に厳しい経営にあるという部分につきましては、この議会におきまして、いわゆる実績表でございますけれども、味覚ターミナル・コンキリエにおきます月次の損益計算書、19年度の実績、それと20年度の見込みという形の中でお配りをさせていただいております。こちらのほうに月別の売り上げ等々の状況の掲載がされているわけでございますけれども、ごらんのとおりに、観光シーズン、いわゆる5月から10月までの間との比較、こういう部分で見ますと、11月に入りましてから売り上げが激変すると、観光客の入り込みも少なくなるということが大きな要因でございますけれども、そういった中で推移がされてきております。ピーク時と比較いたしますと、3分の1から4分の1程度にまで売り上げが減少すると、こういうような状況に相なっております。

質問議員がおっしゃられるように、営業施設のみというような考え方でまいりますと、非常に赤字に結びつくということで、成り立たないのではないのかというご指摘もごもつともかというふうに思いますが、町長が冒頭で申しましたとおり、あの施設につきましては、単なる営業施設ということではなく、厚岸町の観光振興、それから全体的な波及効果と、そういったようなことを考えますとき、やはり通年営業をしていかなければ、その効果がないというふうに判断をいたしまして、通年営業を行わせているというような状況もございまして。こういった中から早期支援というような形の中でしなければ、実際にあの建物の管理運営は非常に厳しいという現状になっているということでございまして、その辺を踏まえての措置ということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、高橋議員が最初の質問の中でおっしゃってございました販売促進にかかわる関係でございますけれども、これらにつきましては、議員さんおっしゃるとおりでございます。この販売促進をきちっとしていかなければ、一方ではお客さんと呼び込めな

いというような状況もございます。ただ、この販売促進につきましては、やはり会社現場のほうにおきましても毎年見直しをかけてきておりまして、本年におきましても、対前年の実績等を見ながら、その催事、いわゆる催し物、物販をやる場所をさらに選ぶと、あるいは新しいところを開拓すると、こういったような形の中で、会社にとっても利益につながる、あるいは効果が結びつくようにというように形を取り組んできてございます。

これらにつきましては、経費削減ということできておりますけれども、この辺が、余り削減して力を弱めますと、今度はお客さんを呼び込むという面での影響も出てくるというふうに伺っております。そういった中で、これはやはり、お客に来ていただくということが一番の形かと思っておりますので、その辺の効率性を見きわめながら取り組むということになってございます。

●議長（南谷議員） 指導室長。

●指導室長（辻川指導室長） 高橋議員の2回目の質問、携帯電話、コンピューター等にかかわる教室の開催についてのご質問でございますが、平成20年度につきましては、携帯電話の扱いを中心とした教室については、小学校2校、中学校で4校開催しております。また、防犯教室とあわせて実施したのにつきましては、小学校6校、中学校3校となっております。

それから、教育委員会主催におきますPTA対象の講習会を平成20年度は1回実施しております。平成21年度につきましても、PTAと連携しながら、保護者向けの講習会については広く実施していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、児童生徒が成長するに伴いまして、携帯電話を使用する機会というのはふえていくと考えております。原則、学校への持ち込みについては禁止とする方向で動いておりますけれども、正しい扱い方をきちんと指導することも必要だというふうに考えておりますので、学校におけます情報モラル教室等におきましては、平成21年度につきましてもしっかりと開催してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 まず、コンキリエの経営については町長のほうから、あるいはまた担当課のほうから説明をいただきましたけれども、まず問題は、何といたっても販売促進ですね。販売促進にかかわるところが大きなウエートを占めていると。昨今の経済情勢の中で、売り上げが減少していると。売り上げが減少している割には人件費がかかり過ぎている。これはですね、どなたが見てもびっくりするんですね。これ、町民の皆さんに見せたら、何これって言われますね。この辺の事業、営業についての基本的な取り組み方をですね、もう少し、やはり具体的に説明をしていただきたい。事業経営、そんな簡単なもんじゃないと僕は思いますよ。

私どもも、零細企業として仕事をやらせてもらっております。もちろん、自己資金ないわけですから、当然、銀行からお金を借りるときには事業計画書を策定する。初めてやる時などは本当に大変ですね、事業計画書をつくるのはね。でたらめはつくられない

いですね。ある程度、この程度で、この町に同業者が幾つあって、そしてこのぐらいの規模で、どのぐらいの売り上げを見込んで、そしてどのぐらいの資金を導入して、何年で返せるかという計画を立てなければ、銀行は貸してくれません。間違っても貸してくれません。

去年は、当初に赤字を計上した、このコンキリエの予算が出たときには、私は本当に、びっくりしたわけです。若狭町長は、何かしら打ち出の小づちでも持っていて仕事しているのかなと、そんな感じにさえとらえたところであります。

やはり、事業の経営というものは、いろんな情勢から、ましてこういった食を主とした職業というのは、まず転機なんです。私も昔はあれですね、営業するときにはもう、NHK、気象庁と協会が連携をとりながら、ことしは、例えば夏が暑いよと、何月から何月までこうだよという情報の中で仕入れもやるし、販売の目標高、目安も決めるわけです。特にこの食べ物を扱うという職業というのは、絶対に気候に左右されるんです。寒ければ観光客は来ません。暖かくて気持ちがいいと来ますよ。だからそういうこともですね、この販売促進の中で、支配人を含めた従業員に対する、従業員教育というかな、そういうものはもちろんやるだろうと思うけれども、食べ物を扱う職業というのはものすごい敏感です。気候とのかかわりが一番大事なんです。売り上げ伸びる、伸びないはもう、気候です。だから、事業経営にかかわる、その業種によってやっぱり気候が左右される。もちろん、食べ物ばかりじゃないです、農業も漁業もそのとおりですけれども、特にやっぱり食べ物は、そのぐらい、もう敏感に左右されますよということですね。

それでやはり、過去をこう見ましてもですね、過去を見てもとにかく、売り上げの割には給与、手当、賃金、これが突出しているんですね。しかし町長、これ、振り返ってみて、こんなことでは、どうなんでしょうかね。このまま継続してやるというお考えになるのでしょうかね。私だったらやっぱり思い切って、民間に委託するとかという考えを出すか、あるいはまた、施設の会場を大幅に、維持管理費を削減するんであれば、今一番金のかかっているのは水族館なのかな。これだってあれでしょう、本州のほうへ行くというと、あれを、何かこう、ビデオみたく流してね、そしていろんな、例えば魚介類とか海産物、厚岸の名物、もう海から山から全部流して、それにスポンサーをつけて流しているところもありますね。これはもう1回かけますというと、あと幾らもかかないんですよ。だから、手のかけれるところから手をかけて、改善をしていくという考えがあるならば、私は継続しても、まあ、やぶさかじゃないと思います。

とにかくあれだね、垂れ流しのようにかかるだけかけて、足りなくなったら一般財源を使うんだみたいな、そんな簡単な気持ちで営業されたんじゃ、町民はたまったもんじゃないですよ。貴重な財源は、町民の幸せなふうにとすることは、町長がみずから言っているわけです。町民の幸せのために使うんだと。そしたらこれは、町民の幸せに、まあ、ならないとは言わないですね。厚岸の観光のためには不可欠な問題ですから、これは僕は、ならないとは言わないけれども、やはり、この経営については、もっともっとやはり突っ込んで、あらゆる部門でやはりしっかりと研さんをする必要があるのではないかな。特に販売促進に関しては、もっともっとやっぱり研さんする必要があると思う。

営業というのは、私はそんな甘いもんじゃないと思うんです。第三セクターの経営者

は、こんなことを言っちゃあ悪いんですけども、自分の腹は痛くないから、まあ足りないときはこのようにしようかなって、そんな気持ちでやっているわけでないだろうけれども、これを見た限りでは、そうとられてもやむを得ない、私はそう思います。恐らく町長もそう認識していると思うんです。どうですか、町長、この問題については、今後どのように改善をするのか、まずお尋ねをしていきたい、こう思います。

また一方、国境じゃないけれども、国境（くにぎかい）ですね。釧路町との問題。これは、按分しなければならぬという気持ちはわかります。何も裁判ぎたにすることもなし。お互いに話し合っただけ、何があってもやっぱり、隣の家の境界がだね、おれんところの六畳間まで入ったからと。じゃあ、勝手に入られないわけですからね。これは境界はやはり、孫子の代まで問題になるわけですから、町長、これはやはり町長の力でぜひ解決してもらいたい、このように思っております。

解決の方法は、道議会の議長までやった町長さんでございますので、いろいろと、北海道各地のいろんな問題を手がけてきたわけですから、厚岸町の、自分の町の、自分が管理する、自分が首長の間に、この問題はひとつ、速やかに解決をしてもらいたいと思っております。解決の方法は、町長は十分に承知をしておると思っておりますので、町長からの答弁をいただきたい、このように思います。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） コンキリエの改善策につきましては、担当課長から答弁をいたします。

境界の問題、ご指摘のとおりであります。私は、できるだけ紛争を避け、双方に議会による行政的手段で解決を図りたい、そのように考えております。両町との協議を重ねてまいりたい。そして、お互いにどういう考えなのか、厚岸からいいますと、厚岸の主張を通すということになるでありましょうけれども、私としては、なかなか、主張だけで難しいんじゃないかと。やはり両町の理解ある協議の中で解決すべき問題ではなかろうかと。特に長年の懸案なんです。先ほどご答弁したとおり、歴代の町長の解決されない大きな課題として残っている問題なんです。その点も考えながら、両町と真摯な気持ちを持って対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） コンキリエの経営のあり方について、ご答弁申し上げます。

コンキリエ施設につきましては、その目的といいますのは先ほどもご答弁申し上げましたとおりでございますけれども、この建設当時、相当の入り込み見込み数、過大な見積もりというような部分もございまして、設立後、大きな赤字を生じてございます。そういった中で、これはやはり現状に合った形にしなければならないという形の中で、議会の中でも相当議論をいただいたところでございますけれども、やはり、この施設の形状、それから厚岸町における立地条件、こういったような部分を考えますときに、どうしても冬期間に、非常に経営を圧迫する事態に陥るといようなことから、実は、平成9年からでございますけれども、

平成8年には1,500万円の補助金、それから、平成9年からは、冬期間におきます経営という部分を安定化させるという目的の中で、当時600万円でございますけれども、その支援補助を4年間、その後4年間行ってきているという状況になってきてございます。

その後、経済情勢等々の環境がよくなりまして、幸いにも厚岸町への観光客の入り込みという部分が急増いたしました。13年から15年につきましては、補助金なしで単年度の黒字を生じるというような状況になってございます。しかしながら、16年からは、また観光客の入り込み数の減少、これが続いてございまして、今日に至るも非常に、この経済情勢からは厳しい情勢になっているということでございます。

非常にあの施設につきましては、観光客の動向であるとか経済情勢である、こういったものに非常に左右がされるという部分がございます。ただ、そういった中でも、厚岸町においては、あの施設を通年でやはり営業して維持し、厚岸町の顔として続けていかなければならないだろうというような視点の中で考えてございます。

それで、経営の改善への取り組みでございまして、こういった経過の中で、人件費につきましては、平成6年に正職員、臨時社員、合わせて39名いたるところでございまして、その辺が現在では9名にまで減少してきていると、こういうような取り組みを行っております。その辺、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 釧路町との境界問題について、前にも町長にもお尋ねをしたんですけども、この釧路町との境界問題で、1,800町歩の土地を按分しなければならない。これがもし全部厚岸町のものとした場合には、厚岸町への交付税額はどのくらいになるのかということをお尋ねをしましたら、財政課よりですね、19年度の交付税ベースで、単純面積按分で、財政基準額は、境界紛争地を除く交付税額は6億600万で、全部の場合は6億2,600万となると。つまり2,000万ほど多くなるわけですよ。少なくともやっぱり、財源が確保されるわけですから、町長も先ほど言ったように、しっかりとこの問題に取り組んでもらうようお願いをして、私の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） ただいまご質問ございましたとおり、そういう気持ちで取り組んでまいりますことをご理解いただきたいと思います。存じます。

●高橋議員 どうもありがとうございました。

●議長（南谷議員） 以上で高橋議員の一般質問を終わります。

次に、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2項目について質問

をいたします。

1つ目は、財政運営についてであります。

厚岸町の新年度予算は、一般会計が76億6,070万5,000円と、前年より3億5,413万4,000円で、伸び率が4.8%の伸びとなっております。特別会計、企業会計を加えますと133億5,245万1,000円で、3.1%の伸びとなっておりますわけですが、2009年度の地方財政対策と骨太方針2006、実際の財政健全化法により、財源保障が大変厳しくなっており、歳出、特に給与関係費、一般行政費、投資的経費などのより一層の抑制を求めているわけですが、これは住民生活にも大きな影響を及ぼすことになると思います。今後の住民要望の実現と健全財政の運営についての見通し、その対策について、まずお伺いをいたします。

2つ目ですが、救急医療体制についてであります。

先ごろ新聞報道もございましたけれども、私は、それ以前にこの内容について考えておりましたので、通告した内容と、あわせてその後の経過等について、ご答弁をお願いしたいと考えております。

1つ目は、厚岸町立病院の救急患者の受け入れと、その後の対応についてであります。

1つは、救急患者の受け入れ状況はどのようになっているのか。釧路市内などへの転送患者の受け入れはどのようになっているか、釧路まで行って、受け入れ拒否等があるのかないのか、これについてお伺いをいたします。

2つ目は、救急患者の受け入れに伴います、医師を初め医療スタッフへの影響はどのようになっているのか、今後も救急患者を受け入れを継続が可能かどうかをお伺いをいたします。

3つ目は、町立病院の救急患者の受け入れに伴う病院会計への負担と負担軽減について、国・道の対策と厚岸町の関係町との応分の負担等に要請を行う考えがあるかどうかをお伺いをいたしまして、私の1回目の質問といたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の財政運営について、新年度予算は、2009年度地方財政対策と骨太の方針2006、自治体財政健全化法により財源保障は大変厳しく、給与関係費、一般行政経費などの抑制を求めているが、住民生活にも影響を及ぼすものであり、今後の住民要望の実現と健全財政の見通しと対策についてのご質問ですが、ご指摘のとおり、国は、2009年度地方財政対策と骨太の方針2006、自治体財政健全化法により、財源保障は大変厳しく、かつ次年度以降も継続する恒久的な政策とはなり得ないと考えられ、さらに、国民の不安を払拭できる将来見通し・展望が抽象的で具体的な政策が明確に示されておらず、今後、地方に多大な財政負担を転嫁しかねない状況にあるといっても過言ではありません。

このことは、国の平成21年度予算の地方交付税についても明らかで、生活防衛のための緊急対策として、従来までの算定分とは別枠で1兆円を加算したとしたものの、地方自治体への配分額ベースでは約15兆8,200億円で、平成20年度当初に比較して約4,100億

円の増、率にして2.7%の増にとどまっており、かつ平成21年度予算編成の基本方針では、社会保障関係経費の増加を見込む一方で財政健全化の維持も基本に置き、いわゆる骨太の方針2006に沿って人件費や投資的経費などの地方歳出が引き続き抑制されており、これらの政策が今後、厚岸町へ具体的にどのような影響を及ぼすか現時点では明らかではありませんが、今後も厳しい財政運営を強いられるものと認識し、危機意識を持ち続けなければならない状況にあります。

これらの状況を踏まえて、今後の住民要望の実現についてであります。厳しさを増す行財政環境下で限られた財源の中、行政サービスを低下させることなく、いかに地域住民のニーズにこたえていくかであり、行政と地域住民が共通した認識のもとで、取捨選択による協働のまちづくりが基本と考えます。

ご承知のとおり、本年は第5期厚岸町総合計画策定の年であります。既に昨年、この総合計画の策定に向けて、一般及び小中学生の町民意識調査を行うとともに、各地区で開催したまちづくり地域懇談会や一団体一提言にて町民の皆さんから多様な意見や提言をいただきました。現在は、各分野別にそれぞれの所管課において、関係団体などとの懇談による意見収集を進めているところであります。これらを十分生かした施策の展開に努めてまいります。

次に、健全財政の見通しと対策についてであります。健全財政の見通しは、現段階では国の施策動向から判断し、全く不透明であります。前段申し上げたとおり、国の施策が今後どのように効果を上げてゆくか、しっかりと見きわめていく必要があると考えるところであります。

最重点に取り組んでゆかなければならない対策として、本年4月1日から地方公共団体の財政の健全化に関する法律が全面的に施行され、平成20年度決算から適用されることを踏まえ、一般会計のみならず特別会計、公営企業会計の状況について、収支、経営状況などを適切に把握し、財政状況を全体としての的確に分析した上で、総合的な財政健全化の推進が必要不可欠と考えます。

したがって、当町のすべての会計の健全化を図りつつ、住民生活に影響を及ぼすことなく、効率的な予算執行により各種事務事業を確実に実施し、持続可能な財政基盤の確立を最重点に置き、健全財政の堅持に全身全霊を傾けてまいり所存でありますので、ご理解賜りたいと思います。

続いて、2点目の救急医療体制についての質問にお答えをいたします。

町立病院の救急患者の受け入れとその後の対応についてのうち、まず、救急患者の受け入れ状況はどのようになっているのかとのお質問ですが、町立病院は、厚岸郡で唯一の公的病院として救急告示医療機関を標榜しており、24時間体制で救急患者の受け入れを行っております。

ここ数年の救急患者受け入れ状況ですが、日中・夜間を含めて、平成17年度に356件、平成18年度、426件、平成19年度、409件、平成20年度は、ことし2月までに339件と、一月平均で昨年と同じペースの救急患者受け入れとなっており、平成15年度との比較では、約3.5割の増加となっております。

町内からの救急患者受け入れは280件から250件の中で上下をし、ほぼ横ばいとなっておりますが、特に浜中町からの救急患者受け入れが増加しており、平成15年度、56件、平

成17年度には99件、平成18年度に159件となり、平成19年度は132件と若干減少し、平成20年度は、ことし2月までに104件で、昨年と同じペースとなっております。

次に、釧路市内などへの転送患者の受け入れはどのようになっているか、受け入れ拒否などはあるのかとのご質問ですが、町立病院に搬送された救急患者のうち当院で処置できない患者については、釧路市内の医療機関との間で医師対医師の連絡体制をとり、場合によっては2次救急医療機関である釧路赤十字病院、釧路労災病院、市立釧路総合病院などの医療連携を行っている病院へ医師や看護師が救急車に同乗して患者転送を行っており、過去5年間において、救急患者の受け入れ拒否を受けたことはありません。

次に、救急患者の受け入れに伴う、医師を初め医療スタッフへの影響はどのようになっているのか、今後も救急患者の受け入れの継続が可能かとのご質問ですが、24時間救急を行うためには、夜間及び土・日・祝日の職員の日当直体制が必須となってきますが、平日の夜間及び祝日については常勤医師及び臨時医師、土・日については札幌医科大学及び北大病院から医師の派遣を受けて対応しており、さらに看護師、放射線技師、臨床検査技師各1名が勤務し、救急患者の受け入れを行っています。また、町内外医療機関からの町立病院への患者の受け入れは、救急患者も含めて医師対医師の診療情報をもとに診療を行うことを基本としております。

このような状況の中、町立病院の常勤医師体制が変わることから、救急車による救急患者受け入れを3月以降、医師対医師の診療情報による依頼と浜中町から町立病院に通院している患者、及び時間外交通事故など外傷患者以外一部制限させていただいていますが、町内の救急患者受け入れは従来どおり実施をして、今後においても町民に対し救急告示医療機関としての使命を果たしていく所存であります。

次に、町立病院の救急患者の受け入れに伴う病院会計への負担と負担軽減について、国・道の対策と関係町の応分の負担を要請すべきではとのご質問ですが、ご承知のとおり、町立病院では民間医療機関が提供困難な救急を初めとする僻地医療を担っており、これら公的病院運営には地方公営企業法が適用され、不採算な医療を行う項目に限って、町は国の財政支援を受け、一般会計から病院事業会計への繰り入れを行っており、収益的収支の単年度収支均衡と不良債務解消に向けての賢明な経営健全化の取り組みを進めています。

また、自治体病院における救急医療体制はますます厳しさを増しており、国及び北海道には、重点要望事項として「救急医療の体系的な整備」と「地域医療体制の充実としての医師などの確保・自治体病院への支援・僻地医療の充実と確保」の2項目を北海道町村会や全国自治体病院協議会北海道支部を通じて強く要請しているところであります。

なお、救急患者受け入れに伴う関係町への要請については、厚岸町・浜中町を医療圏とする町立病院として、浜中町への負担を求める前に、救急車による日中の1次救急医療は、その地域の医療機関が時間内診療で受付対応するという救急医療の基本原則に立ち、本来救急告示病院が求められている夜間・休日・祝日の時間外診療における1次救急医療体制について協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、町長のほうからご説明をいただいたのですが、この財政運営については、非常に、景気動向等を考えると、大変こう、国、地方ともに厳しい状況になってきていると。そういう中での新年度予算でありますから、今回は非常にこう、景気回復を含めた大型予算をつくったということが前提にあるのではないのかなというふうに考えるんですね。

それで、今回の予算は、それぞれ、国も今回の地方交付税、あるいは臨時財政特例債、こういうものも含めた財政で、大変厳しい町財政を賄っていくということになっていると思うんですけども、実質的に臨時財政特例債を含めたものが、今回の町長の提案理由の説明にもありますけれども、財政の交付税として考えていいんだよということになっていると思うんですけども、そこで、ただ問題なのは、今回、町長のほうでも説明されておりますけれども、厚岸町も非常に厳しい財政運営を、小泉構造改革以来、三位一体の改革を進めているわけですよ。それで、3%ペースというようなことでずっとやってきているわけですけども、これは、もう、厚岸は、絞るにいいだけ、言ってみればガマのあぶらを搾っているような状況で、限界も一つにはあるのではないのかなというふうに考えるんですけども、それと、もう一つは、やはり住民サービスも、非常にこう、滞っていくのではないのかなというふうに思うんですよ。それで、結果的には、今年度いっぱい尾幌・上尾幌の小中学校が閉校、統合の方向になっていくと。

もう一つは、よく言われているんですけども、限界集落なんていう言葉が、このごろはもうあちこちで使われるような状況になってきていますよね。そうすると、住民サービスの限界が近づくとつれて、この町内でもそれに耐え切れない地域が出てこないということになっては、やはり、この厚岸町全体が、地域経済だけでなく、厚岸町の自然だとかそういうものも含めて、大きく言えば地域経済にも反映しているわけですけども、そういうものまで守っていくことが不可能になっていくというような状況が続いてくるのではないのかなというふうに考えるんですけども、これらについてはやはり、しっかり私たちが、今、この時代を何とかやり過ごせばいいというようなことではなくて、やはり、孫子の代にしっかりとした、厚岸町をこうつくり上げてきたというものを胸を張って残せるようなものにしていかなければならないのではないのかなというふうに思うんですよ。それとともに、やはり、もう一つは、非常に矛盾をするかもしれませんが、今、大変こういう困窮した状態が続いていること、これに対する対応をしていかなければならないというふうに思うんですよ。

それで、今、町長の説明にあったように、来年度の財政について、しっかり国は対応したよというようなことを言っているんでしょうかね。しかし、地方6団体が三位一体改革で、交付税が5.1兆円減額されていると言っているけれども、地方財政計画で交付税が2.4兆円、それから臨財債で3兆円減ったわけで、昨年度より実質的には交付税が2.7兆円ふえたということで、地方団体に指摘している復元に大きく貢献したというのが新年度予算であるというふうに言っているんですけども、これは、額面どおり受け取っていいものかどうなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、非常に財源が不足しているということで、臨時財政対策債が大幅にふえることによって実質的な交付税が昨年と比較してどうなのかということで、臨財債がふえることに

よって基準財政需要額の控除額に大きな影響を与えるので、これについては厚岸町はどういうふうには押さえているのか、そのあたりについてもお尋ねをしたいというふうに考えます。

非常にこう、厳しい財政運営をする中で、住民要望を実現するということでは大変厳しいものになっているし、今回、給付金なんかが行われると。その裏には消費税の増税が見込むようなことまでもう決まってきたと。あるいは、非常に政治が乱れている中で、政党助成金は、厚岸町の人口で換算すると120万ぐらいの政党助成金を、各政党に今、分配しているわけですね。私たちの党は1円も受け取っていませんけれども。せつかくそこまでやっていながら、政治が非常に大変な状況になって、そして今の国勢も、どっちの方向に向かっていくのかわかんない状態が続いているというのでは、非常に住民としても不安なものを感じるし、財政に与える影響も非常に大きいのではないのかなというふうに考えますけれども、そのあたりについて、町長、今後どのように考えているか、再度説明をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、1点目の限界ではないか、要するに財政的に限界ではないかというご質問に関してでございます。

議員ご承知のとおり、国は、過去最大の2009年度の予算、88兆円ほどの予算を提出したところでございます。提出というか、事前提出になるところかと思えます。その中でも、主に国債、いわゆる借入金のほうの国債、これについても過去最大となっております。これにつきましては、ある経済学者が推計しているところによりますと、将来40兆円程度までいくであろうということになりますと、その行き先を考えますと、私はその当時生きているかどうかわかりませんが、大変な状況になるのではないかと。そうした場合、国は何を削るかという、当然、歳出を削る。いわゆる身の丈予算ということになると思えます。それを予算したときに、地方に配分される交付税等が当然削られることになるのではないかとということで、それは、ある意味、限界に達しかねない状況であるとともに、地方にとっても大変な状況であるというふうにとっておくべきであろうと、とるべきであろうというところでございます。

それから、サービスも滞っていくのではないかとということでございますが、当然、それは考えられるところでございます。しかしながら、昨年、第3次財政運営基本方針をまちづくり町政懇談会等で説明させていただきました。平成21年から24年の5年間で取り組むということで説明させていただきましたが、収入を上げることなく支出を削減をし、町民サービス、行政サービスを低下させることなく財政運営をさせていただきたいという説明をさせていただいてまいりました。しかしながら、乾いた雑巾を絞るという意味では、もう絞り切れない状況にあるのではないかとというように、私、担当している立場においては感じているところでございます。

それから、限界集落の件でございますが、当然これも同じような意味でございますが、やはり、高齢者の多いところにおきましては、このような状況が当然起きてくることと考えられると思えます。

それから、4点目の地方6団体、額面どおり受け取ってよいかということは、これは全く

受け取ってはまずいというふうに担当としては考えてございます。要するに、先ほど議員ご指摘なさりました2.7兆円の増と言ってはおりますが、これは、簡単に申しますと入り口部分でございまして、出口部分、いわゆる配分ベースでは、いわゆる国と道、地方の折半分等々、それから特別会計等の償還分によりまして、それぞれ減額され、国税5税から減額され、配分ベースでは減ることになりますので、額面どおり受け取ってはならないものと、担当としてはそのとおり承知しております。

それから、臨時財政対策債の額の増でございます。議員のご指摘のとおり、臨時財政対策債につきましては、初年度、基準財税収入額に5%算入され、基準財政需要額が削られることとなります。それから、次年度以降、その借り入れた償還額の1%が基準財政需要額に算入されるということございまして、プラス・マイナス、差し引きになるわけではございませんが、いずれにいたしましても借金でございます。それから基準財政需要額といいますが、これは国税5税の範囲内での交付を決定するものでございます。国の財政状況によりましては、当然、国がお金がなければ、地方に対する資金の配分も減ることは当然考えられるところでございますので、気を抜けない、先ほど町長の答弁にありましてとおり、引き続き緊張感を持って財政運営に臨んでいかなければならないと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そういう内容だというふうにわかりました。

ただ、結果的に、1月のこれは20日だったかな、都道府県の財政課長会議で久保という自治財政局長がさっき言ったようなことを言ってるんですね。これだけやったから地方財政の財政には十分寄与した内容なんだというふうに言っているんですけども、今、私は、課長が説明された内容ではないのかなというふうに思います。

それで、時間が半分以上過ぎてしまいましたので、この問題はこの程度にして、救急医療について、ちょっと質問をいたします。

27日、28日の新聞で、浜中町の救急患者を厚岸病院が一部制限するというような内容の記事が出ておりました。それで、これが結果的に、そういうものを招いた原因はどこにあるのかということ私たちが十分に知り得る立場にはなかったわけですけども、ただ、いろんなところからは、この問題について非常に深刻な状況にあるんだよということは、私自身も若干聞いておりました。

それで、今、町長のほうから説明をされた内容については私も十分理解をできるわけでありまして。しかしながら、この問題は、問題というより、救急医療体制全般についてでありますけれども、これは、機能は、絶対下げるべきではないし、町長の今回の説明には、町内の人には安心してくださいというようなメッセージになっているというふうに思うんですけども、非常に、救急医療問題というのは、こちらではまだそれほどではないかもしれないけれども、だんだん、非常に、大都市、あるいは関西だとか、こちらではいろんな問題が起きて、妊産婦の方が残念ながら子供を出産することができなかつたとか、あるいは出産しても命を落としてしまうというようなことがあちこちで報道されるような状況になってきています。

それで、厚岸も救急告示病院ですよ。これについては、その役割ってというのが、どこまでがしなければならない役割なんですか。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 救急告示病院の指定を受けている町立病院でありますけれども、基本的に、これはいろんな考え方がございますけれども、日中の1次救急というか、日中の救急というのは診療期間中の診療でありますから、基本的には救急といえども診療内の診療であるというふうには受けとめております。ですから、厚岸なら厚岸、8時半から5時15分までの平日診療の中では、一時的にその医療機関、その地域の医療機関が受けるのが使命というふうには考えております。

ただ、今まで町立病院といたしましては、診療所、病院という立場の中で、すべての、日中であれば、夜間であれば、救急、さらには搬送も含めて浜中町の患者を受け入れてきたということは歴史として持っておりますけれども、救急告示病院というような考え方をいたしますと、正確に言いますと、救急告示病院の1次救急医療というのは、時間外、休日、祝日の患者の受け入れ、釧路の夜間救急急病センター、これは1次医療をやっているのですけれども、あの役目をちょっと理解していただきたいなというふうに思っているのです。それが、逆に言うと、そういう患者を受け入れることによって2次救急につないでいくというのが救急告示病院の、私どもは使命かなというふうに思っています。見解の相違はあるかもしれませんが、日中の診療は、いわゆる救急的扱いも含めて地域の診療機関で賄っていくというのが、これは診療所、病院の状況かなと。ただ、診療所と病院とはやっぱり規模も違いますし、診療内容も違いますので、そういう意味では、医師対医師の連携というのですか、そういう診れない患者を診療所から病院に回す、病院から総合病院に回す、こういう連携はあることなのかなと思っています。

ですから、基本的に言いますと、昼間の内科の救急的患者がもしあらわれたと、浜中町に。それは、浜中の診療所で診て、内科的処置は、うちの先生も含めて、1次医療としては同規模というふうに考えております。ですけれども、あそこには外科的な先生がおりませんので、そういう意味では、日中の救急としては、外科的処置的なものは、うちに外科医はおりますので、そういう連携の中で回ってくる状況になっていくのが医療連携であり、救急告示病院としての使命なのかなというふうに思っております。

以上です。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今回の今年度の予算の中にも示されているんですけれども、公立病院の改革の問題もあるんですけれども、去年12月に財政措置の改正要綱が決定して、21年度以降に、過疎地や、あるいは産科、小児科、救急部門や医師確保対策に700億円の交付税措置を考えているということで、これについて積極的に取り組んでほしいというようなことが言われているんですけれども、これには、今、事務長が説明された内容は含まれているのか。そしてもし厚岸町がこれに該当するのであれば、この額はどのくらいになるのか、ちょっと説明してくだ

さい。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 21年度の、実は私どもも、公立病院に対する地方交付税措置含めて報道になっておりますけれども、現実的には、普通交付税については、7月だったと思いますけれども、本算定がある。特に、要するに小児医療とか不採算地区医療とか周産期、産科の関係については、特別交付税措置というふうになっております。ですから、この内容としてあらわれるのは、12月の段階でしか基本的にあらわれてこないということになっておりまして、現実的には、我々はこの辺の状況についての、当初予算の予算措置というのですか、財政要求等々はしておりますけれども、結果的には、これらの内容については、正直申し上げまして、年度が改まりました段階の中で、普通交付税の決まる時期、もしくは特別交付税の決まる時期の中で、数字的にはあらわれてますけれども、もう少しこれは具体的に、300億だとか、病床数については公立病院の48万円から59万円にするとかということはありませんけれども、特に不採算地区、小児医療等々ですね。それと、周産期は、うちとしては該当しません。小児医療についても、これは医師何名以上とかという規定があるようでございまして、これらについて、もう少し分析が必要というふうに考えておりまして、今のところ数字を申し上げることができませんことをご理解願いたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 わかりました。

それで、今後の救急医療のあり方ですよね。それで、今、事務長のほうから説明がありましたけれども、地域でも対応できるというか、内科的な対応は浜中町でもやっぱり、一定のものはしていただきたいというようなことだったというふうに思うんですけれども、ただ、命にかかわる問題でありますよね。それで、制限を加えるということになっていくことによって、果たしてそれが本当に公的な病院がやることであるのかどうかということに対しては、やはり非常に、厚岸の病院だから厚岸町民だけでいいんでないのかというふうに考える場合もあるかもしれませんけれども、やはり、地域の連携というのは、いろんな、行政の面から含めても、やはり、非常に大事にしていかなければならない問題もあるのではないかと。医療の関係だけではなくて、例えば、今、新規就農者をどうするかというようなことで、きのうも話題になっておりましたけれども、その実習を行えるのは、浜中町の農協がやっている実習牧場等の研修を積まなければならないとか、それだけではないみたいですが、そういうようないろんな状況をクリアする中ではやはり、そういう協力をいただかなければならないし、その他行政面では、各町お互いに連携をとり合いながらやっていることがたくさんあるわけですが、本来、今回の問題については、やはりもう少し穏便な措置がとれないものなのかなということと、やはり、負担の割合といいますか、その辺については、浜中町の対応と診療所等の概要とともに、浜中町自身のやはり一定の負担があってもいいのではないのかなと。

以前、若干の負担をしていただいていたようでありますけれども、患者等の重み等を考えると、随分、浜中町からの通院患者等が、厚岸町立病院の診療内容というか、そういうものを評価されてふえているというようなことも聞いていますけれども、そういうものも含めれば、やはり一定の対応も、町長自身、今回は、救急の問題は厚岸郡として考えるようなことを施政方針の中でも言われておりますから、その辺の対応を考えていくべきではないのかなと。ただ負担がふえるからということだけではないような気も私はするんですよ。その辺ではどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

地域医療とは何でしょうか。また、病診連携、病病連携、我々言う地域にとっては最も大事なことなんです。ですから、町立病院は、厚岸郡の中核病院としての位置づけを持っております。

そういう意味において、浜中にある2つの診療所も厚岸町立病院も、1次救急病院なんです。同じ立場なんです。ですから、浜中町民を担えというわけじゃないんです。今、私の認識では多分、患者さん、町立病院にかかわる患者さん、浜中町民、2割程度来ている方もいます。しかしながら、1次的には病院があるんですから、浜中町民は浜中で診てくださいということなんです。これもまず原点なんです。

それと、病診連携、これも大事なことなんです。しかし今日、いろいろと問題が起きてきております。特に浜中町民が町立病院に来なくて救急で釧路まで行くとなると、2時間かかる。これは大変なことなんです。極端に言えば、命にかかわる重要な課題なんです。そういうことを思えば、やはり同じ1次救急病院であります、町立病院でできることは診てやりたい、それは当然なことなんです。

しかしながら、厚岸町も、ご承知のとおり時間予約制です。そして今日、おかげさまで患者から信頼を得て、多くの患者が来るようになっております。そういう中で、何も連絡ない患者が町立病院に来た場合に、予約時間で来ている方々に1時間も2時間も待たなければならない。しからば、対応できるだけの今日の町立病院の医師確保ができていかなければ、本来6名いるといいんですが、今のところ5名なんです。もう大変、医師自体も身を粉にして頑張ってくださいしております。ですから、浜中町民を担えということだけでなく、病診連携ということを密にしていきたい、そういうことなんです。

ですから、浜中町民の皆さん方にもご理解いただきたいと思うんですが、診療所も厚岸も同じ病院ですよ。ただ、診療所、町立となると、意識的には病院というほうがいいんじゃないかという気持ちもあるかもしれません。しかしながら、1次救急医療施設としては同じ立場にあるということでもありますし、それから、浜中町民を厚岸町立病院では診ないということではございませんので、ですから、町立病院にかかっている人が救急のおそれがある場合には搬送していただいて、町立病院で診ます。また、先ほど事務長からお話ありましたように、外科等におきましてもですね、積極的に診察いたします。そういうことでございますので、どうかこの点、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、町長がおっしゃったとおりでと思うんですよね。ただ、今言われた内容なんですけど、この間、道新で発表されていますけれども、やっぱり困るのは、今、町長おっしゃったように、診療時間に予約制でやっているのと、その中に救急患者がどんどん入ってくるということになると、非常に困難を来すということなんですけれども、やはり、これは、救急車の運行がどういうふうに行われているかということも含めてやはりこれは、向こうときちんと連携をとり合うということが大事だと思うんですよね。やはりそれでない、結果的には、厚岸のほうがちょっと負担はしょうということで、どんどん来られたんでは、やはり困るし、それと、やはり浜中町との話し合いというか、これが一番大事なことでないのかな。

それが結果的には、厚岸町の町民の医療、健康を守ることに結びついていくと思うんですよね。せつかく、今、厚岸町立病院がさまざまな展開をしていますよね。医療懇談会、お茶の間懇談会だとか、そういうものを進めるに当たっても、こういうことで非常に手がとられてしまうというのでは困るし、それともう1つは、負担の問題なんですよ、負担、財政的な負担の問題。これについては、浜中町の理解は得られないもんなんですよ。その辺についてはどうなんでしょう。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、浜中町との話し合いの関係ですが、あと、2つ目は副町長から答弁させますが、実は、過去にも話し合いしたことがございます。さらには今回の問題につきましても、文書をもって浜中町に伝達をしております。また私も、町長さんにお会いをいたし、その旨もお話しいたしております。さらにはまた、副町長等もお会いをして、お話をいたしております。また、今月号の浜中町の広報誌にも、この旨を掲載されております。

ですから手順については、私どもはそつのないように、今言った命にかかわる問題でありますので、重要な課題として対応いたしていることをご理解いただきたいと思います。思っております。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今、町長から答弁を申し上げたとおりでありますけれども、かつて負担をいただいているという話がありましたけれども、あの負担は私の記憶では、隔離病舎が浜中町にはなくて、厚岸町にあって、その受け入れについて浜中町の負担をいただいていた。それが釧路市立病院にすべて包含されることになって、厚岸町には隔離病舎というものがなくなったということで、浜中町からその負担をいただく理由がなくなったということで、打ち切りになっているということでございます。

それは別問題としまして、負担を求める前に、まず、やっぱり病診連携というものをきちっとやっていただかないと、厚岸町のドクターも大変困惑しているというのが実態としてあります。それは私、個々に、お医者さんに面談をさせていただいて話を聞いたときに、どんな名医であっても、何の情報もなしにぼんと飛び込みで入ってこられると、

それ相応のやっぱり検査等々で時間を要する、それから適切な医療ということをするにはやっぱりきちっとした情報がそもそも必要だと、それがほとんどといいますか、全然ない状況の中で入ってこられると、大変な状況になる。しかも内科に関しては、浜中町もお2人、厚岸町も新年度から常勤医はお2人になってしまうということであれば、医師が相当疲弊している。これ以上、医師がふえる見込みがあるのであれば対応ももっと可能でありましょうけれども、大変疲弊しているという状況の中では、まずその負担を求めるといふことよりも、その病診連携というものをきちっとやっていただくということが先決であろうと、そのように考えております。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

以上で谷口議員の一般質問を終わります。

本会議を休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

15番、石澤議員の一般質問を行います。

15番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って質問します。

1、障害者自立支援法の見直しについて。

(1)不況対策を最優先し、障害者施策の拡充を。

ア、障害者、障害児の暮らしの支えであるヘルパー、施設職員を確保し、不安なく生活を支える体制づくりのために、賃金の引き上げを可能にする報酬の大幅な引き上げを国に要望することはできないか。

イ、日中の活動の場や、養護学校卒業生や障害の重い人たちの住まいの場を、提供を含む基盤整備の促進が必要ではないか。

ウ、障害者区分更新は、当面、従来の区分を継続することとし、調査、認定作業についてはすべきではないと考えるが。

エ、移動支援の支給時間、利用範囲の制限をなくすべきではないか。

オ、基礎年金、手当などの引き上げを国に要望していくつもりはないですか。

カ、作業所に対しての支援はどうしていくのか。

(2)発達障害に対しての専門的な知識を持った保育士や教職員の育成はどうなっているか。

以上、1回目の質問、終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 15番、石澤議員の一般質問にお答えをいたします。

障害者自立支援法の見直しについてのご質問ですが、平成18年10月から全面施行となった障害者自立支援法は、すべての障害者が人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すもので、必要なサービスを一元的に実施し、共通したサービスのもとでの自立と、あわせて公正な負担等を求めながら、社会全体で永続的に持続可能な制度の創設を目指したものです。

しかし、利用者の原則1割負担などについて、法の施行当初から見直しの要望が強くあったことも含め、3年後の見直しが明記され、これまでも当事者や事業者への特別対策や緊急措置を実施するなど、負担の軽減や事業運営への支援が実施されてきました。

このたび、国は3年後の見直しに当たり、社会保障審議会障害者部会の検討を受けて、見直すべき点を整理したところでありますが、現時点では具体的な内容が明らかになっていない事項も多くあり、見込みとしてお答え申し上げることを含め、ご承知いただきたいと思っております。

その上で、まず1点目の障害者・児の暮らしの支え手であるヘルパー、施設職員を確保し、不安なく生活を支える体制づくりのために、賃金の引き上げを可能にする報酬の大幅な引き上げを国に要望できないかとの質問ですが、障害福祉サービスの質の向上と良質な人材の確保、事業者の経営基盤の安定及び地域生活の基盤の整備等を柱として、平成21年4月より5.1%の報酬の改定を実施することが明らかにされておりますが、具体的な内容については今後の通知となる見込みであります。

2点目の、日中の活動の場や、養護学校卒業生や障害の重い人たちの住まいの場の提供を含む基盤整備の促進が必要ではないかとの質問ですが、地域での安心できる生活を可能にするには、サービスを必要とする個々人のニーズに合わせたサービスのあり方や提供が求められ、多くの関係者の支援が必要とされてます。それにはまず、利用者の生活圏域に着目して、一人一人がどんなことを望んでいるのか、相談の窓口体制の確保と、本人が望む必要な資源につながるための障害福祉サービス事業者や専門支援機関との連携と情報の共有が必要となります。

また、国が進める就労支援や地域移行を図る予算として、施設整備単価の引き上げやグループホームなどの創設補助予算を増額するなどが見込まれ、国の計画する基盤整備事業や民間事業者への支援をうまく利用した施設整備の検討と、現在進めています厚岸町住宅マスタープランの見直しともあわせ、行政と民間が連携を図りながら住環境の整備を進める検討が必要であるものと考えております。

3点目の、障害程度区分4からの更新は、当面、従来の区分を継続することとし、調査、認定作業についてはすべきではないと考えるがとの要望ですが、障害福祉サービスの内容や量の決定と支給には、市町村審議会の審査及び判定の結果に基づいた障害程度区分の認定を行うことが法で義務づけられております。障害程度区分の認定の有効期間においては3年を基本としており、期間満了になった場合は更新手続きをしなければ、引き続き継続してサービスを受けることができない仕組みとなっております。

また、その時点での障害者の心身の状況や介護を行う家族の方などの事情を勘案しサービスの量や内容を決定することは、障害者本人にとっては望ましいことであり、サービス量の増加や内容の充実にもつながることも多いことから、重要な作業と考えております。

なお、質問者が懸念されております介護保険との統合につきましては、与党障害者自立支

援に関するプロジェクトチームの報告を受けて、統合を前提とせず、障害者施設としてのあるべき仕組みとして今後も検討していくとしているところとなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、4点目の移動支援の支給時間、利用範囲の制限をなくすべきではないかとの質問ですが、この制度は、障害者の方で一般車両での移動が困難な身体に障害のある方を対象に、自宅から医療機関などへの移動を支援する事業として実施しているもので、外出支援サービスとして社会福祉協議会へ業務委託を行い、個人負担は無料で実施しているところであります。現時点では医療機関へのリハビリ通院に利用するケースが多く、通院の支援としては現在登録者8名で実施しておりますが、今後は通院以外での利用についての支援のあり方が必要とされているところであり、関係機関や事業者との連携を図り、生活支援で求められる内容を整理しながら実施のあり方を協議していく必要があると考えているところであります。

次に、5点目の基礎年金、手当などの引き上げを国に要望していくつもりはないかとの質問ですが、このたびの障害基礎年金の支給額の引き上げの課題については、なかなか就労できない障害者の地域生活の基礎となる生活費として適切な額への検討が必要とされているところでもありますが、年金制度は、障害者のみならず社会保障制度全般での議論など、さまざまな制度との整合性や引き上げに対する財源の確保など多くの議論が必要とされ、今後さらに検討すべき事項とされたところであります。

また、手当とは住宅手当の支給を指しているものと思われませんが、高齢者施策や母子施策との整理も必要とされつつ、しかしながら障害者の地域移行を進める視点での諸費用の支援が検討されるべきものと思うところでありますし、北海道町村会としても昨年6月12日に中央要請を実施して、原則1割負担の見直しを含め地域生活が可能となるよう抜本的な見直しの要請を行っているところであります。

次に、6点目の作業所に対する支援はどうしていくのかとの質問ですが、厚岸町地域活動支援センターへの支援であります。現在、センターの委託先事業所では新体系のサービス事業所への移行を計画し準備を進めて、北海道との事前協議も終了し、移行可能な状況にあるものと聞いておりますが、仮に新体系に移行できない場合であっても、小規模作業所については町の地域活動支援センターとしての機能を維持しながら、通所している障害者の方々の行き場がなくならないよう運営の支援と運営費に対する助成を今後も継続していく考えでありますが、一層の利用者の増加と、だれもが集える活動支援センターへの事業展開もあわせ、関係課とともに検討いただいているところでもあります。

最後に、発達障害に対する専門的な知識を持った保育士や教職員の育成はどうなっているのかとの質問ですが、発達障害への支援につきましては、乳幼児期からの各ライフステージでの継続し一貫した支援のあり方が急速に求められてきています。町としては特に乳幼児や幼少期の早い段階でのわずかな言動のおくれなどに気を配りつつ、保護者との信頼関係を築くところから始め、どういった対応が適切なのか、専門的な知識の習得と指導を学ぶ必要があります。そのため、これまでも障害担当の保育士や保健師が各種研修会に積極的に参加する個人研修と、保育所内では月一度の児童指導のあり方と反省を含めた研修もあわせて実施し、専門性を高める指導を行ってきているところであります。

同時に、保育所内での対応については、専門性の高い保育士や、あみか内に設置の子ども発達支援センター及び障害担当係が緊密に連携し、相互に行き来しながら個々の対象児にとつ

での対応のあり方を実地に見学し指導を受けるなど、保育や療育を含めたあり方を学び検討する内部連携組織を平成19年10月に設置し、さまざまな事案に対応するための相互の支援体制を構築するとともに、北海道の登録専門機関の巡回相談でのカンファレンスなどに参加するなどして、積極的なかかわりを持って指導できるよう研修の機会としても大きな役割を担っております。

今後、発達障害に対する支援のあり方につきましては、3障害と一体としての障害の位置づけの中で、保育所児童のみならず町全体として、保健所を主とした北海道や指導機関などと連携しながら、各種研修会に参加するなどして指導や対応のあり方を研さんしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただくようお願いいたします。

なお、教職員の育成の関係については、教育長より答弁をさせます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、石澤議員の質問の中で教育委員会に関係する部分についてお答えいたします。

発達障害に対しての専門的な知識を持った教職員の育成についてのご質問ですが、3つの観点から厚岸町としての取り組みを述べさせていただきます。

まず、各学校での取り組みについてであります。

各学校においては、校内研修の中に特別支援教育に関する研修内容も位置づけ、特別支援教育コーディネーターを中心として、計画的に研修を推進しているところでございます。

また、平成20年度は、特別支援学校との連携によるパートナーティーチャー事業や専門家チームによる巡回教育相談の活用により、専門家を招いての教職員研修を5校で実施いたしました。

次に、個人研修によるスキルアップでございます。

各種研修会への積極的な参加を促し、専門的な研修を受ける機会をできるだけ確保するよう働きかけているところです。平成20年度は、特別支援教育に関する研修への、本町から述べ18名が参加しております。

さらに、厚岸町教育委員会としての取り組みでございます。

町内各学校の特別支援教育コーディネーターを対象として研修会を開催し、各学校の取り組みの交流や研修会参加の還流などを通して、特別支援教育に関する情報を校内研修等で活用している状況でございます。

今後も、発達障害に対しての専門的な知識を持った教職員の育成については、教育委員会といたしましては積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 障害者自立支援法っていう言葉ができてから、もう2年半になりますが、最初、私もこの自立支援法っていう、その法の言葉を聞いたときに、何か、すごく自立を

助けてるのかなという感じがしました。でも実際は、今頑張っている人たちが、全然もう、大変になっていく、その障害を持っていることでどんどん不利になっていくという法律だになっていうのを何度か皆さんに聞いてわかっていったんですけれども、この厚岸で、障害の人が働く場所、それから養護学校を卒業して、それからどういう生活をしているか、それを教えてください。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） ご質問にお答えしたいと思います。

まず、厚岸町で障害を持っている方の働く場所ということでございますが、厚岸町には2カ所の働く場所がございまして、厚岸町が支援する地域活動支援センターポテトハウス、それから片無去にあります就労支援施設の、この2カ所でございます。

それから、養護学校等の卒業生の行く先ということでございますが、毎年、一度から二度は養護学校の担当の先生が来て、障害担当の私どものほうへ厚岸町の卒業生が何名いて、どういったところに就職すると、施設に入るといった情報を共有するという、2回程度のそういった共有の情報交換を行っているところでございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 これは、作業所と、それから作業所で2カ所ということですね。普通の一般会社とかでは働いているところはないですか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 障害者を雇用する法的な義務というのがございまして、それをクリアするために各企業では努力されておりますが、具体的にどういった方がどこの企業に勤めてらっしゃるかというのは、当方では現在、把握してはございません。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。

それで、養護学校義務制度ができて、もう30年になりますよね。そうすると、そのときにもう、子供を育ててきたお母さんたちが60歳とか60超えてたり、だんだん年老いてくるときに、その地域でその子供たちが、自分で1人で生きていくことが可能な方法が厚岸ではとられているのかなって思ったんです。いろんな、釧路にしても別海にしてもそうですけど、そういう施設がたくさん、結構できていて、動いていっているんですけども、厚岸の場合は2カ所、2カ所が何年になります、5年ぐらいになりますか、そういう形で、実際、うちの中にいて、閉じこめられている、閉じこめられるって変だけど、自分が出れない状態になっている人が何人もいるのではないのかなと思うんですが、その中で、地域でどういうふうにしてっていう、さっきの質問なんですけれども、厚岸ケアプランでしたっけ、住宅を建てた

りすることで考えていくって言うていましたが、その中にはグループホームなどもつくって
いくっていう予定もあるんでしょうか、聞きたいんですけども。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 養護学校の生徒につきましては、ほとんどが卒業する段階で、担
当者が行き先をもう決めていると。地方に出てもすぐには仕事につけないという状況が
あるものですから、専属の指導する先生がおりまして、行き先を決めた中で私どもその
報告を受けるんですが、その後の住まいの場ということになりますとなかなか、町の資
源を利用して、今までつなげるという体制というのはできてなかったんですね。それで、
昨日も、その体制をどうしていくかということで、プランづくりのためには、それぞれ
得意分野、我々は相談業務の窓口を広げて支援の業務をします。その中で、町内にはど
ういった業者がいて、例えば就労の指導をできる、作業をします。

それから、例えば町内でも行き先がない方がいらっしゃいますが、去年は居宅訪問相
談支援事業ということで、なかなか外に出ていられない人に対する調査というものをで
すね、うちの障害担当の保健師を中心に、150名前後の方が引きこもりの状態になってお
りますが、そういった方に対しての要望を聞くなり、事業所を紹介するなりして進めて
はおりますが、なかなか、本人の希望もありまして、どこまでつながっているかとい
うのが、実績はそれほど上がってはきておりませんが、今のところ2人くらいですか、就
労の準備の段階ですね。練習をする段階の指導の段階への作業所であります。そこ
につながっているケースもありますし、それから事前にそういう親の会、親の会等々あり
ますので、厚岸町でどんな施設があるのかといった紹介を受けながらそこにつなげてい
くということと、それから、マスタープランのお答えをさせていただきましたが、今後、
公営住宅の建て替え等を進める中で、障害者が、あるいは高齢者も含めてですが、う
まい活用の方法を図りながら、その活用に当たっては、障害の部分の資金の手だてがそ
ちらのほうに向けられるようなものがないかどうか、そういったものも探りながら、地
域で暮らしながら、そしてまた軽作業につけるような、そういう就労の場をつくっていき
たいなと思っております。

また、昨日の一般質問にもお答えしましたけれども、旧奔渡保育所の見直しに当たっ
ては、そういった地域に引きこもりがちな方が気軽に来て、そこでまず社会との接点
をつくってもらおうと。朝から晩までずっと家の中ではなくて、一定の時間にな
ったらその場所に来てもらう、そして一定の時間になったら帰ってもらう、社会性をま
ずつくってもらおうというところから始まって、我々が相談窓口となって、どういった資
源があるのかなのか、その方の希望に沿った対応ができるような、そういった構築を
していければなということで、この21年度より各業者含め、指導機関も含めて体制の構
築を図ろうという会議が一昨日あったということでございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 奔渡保育所のはきのうも聞いて、すごくいいかなと思ったんですが、奔渡保

育所、あそこの周辺の方たちにとってはいいと思うんですが、あそこまで通うの大変な人たちもいますよね。そういうときには、あの奔渡保育所以外にもそういう拠点をつくるのかどうか。

それから、そこにかかわってくる職員の数とかヘルパーさんの数が、今の状態で足りているのか、それともふやして、きちっと職員の人も生活できるような賃金を出しながらやっていけるのかどうか、その辺はどうですか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 奔渡保育所のあり方につきましてはですね、実際のところまだこれからの状況でありまして、昨日も申し上げてございますが、補助の目的というものが、老人を含めた地域と子供と一体となった、そういった施設への転換に対する補助ということでございます。完全な障害者施設への展開ということではなくて、そういった今まで行くところがなかった障害者、引きこもりがちな障害者、そういった方が気軽に通所できる、まずは気軽に通所できるような場所をつくろうという考えでおりますし、それに当たっては、できれば送迎をしていただけるような、そういった事業所の展開を図っていただければありがたいなということでこれから相談をしていきたいと思っておりますし、それから、ヘルパーとか、そういった職員体制につきましてもですね、どういう展開を図るかによって配置基準というのがありますので、それらも今後の、工事の許可がおりる5月末ぐらいになると思っておりますけれども、それまでの間には、今はもう、地域活動支援センターも含めた運営のあり方というものを検討していきたいと思っておりますし、また、今現在、地域活動支援センターには運営の指導ということで、釧路圏域の総合指導センターから指導員が来ておりますので、そちらのほうの方との打ち合わせも含めてですね、本来の作業所のあり方というものも考えた中で、気軽に利用できるような場所を目指したいなど、こんなことを考えておりまして、今現在、具体的な内容については、これからということになってございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。期待している人もいると思うので、みんなの声を集めて、きちっとつくっていただけたらと思います。

それで、子供の介護も関係あるんですが、自分が病気になったときにどうしたらいいか、親がね、ほとんど母親なんですけれども、そのときの、緊急時に入る、例えば子供の場合は、ショートステイみたいなものは、病院かどこかにあるのでしょうか、厚岸の場合は。それとも釧路かどこかに行かなければいけないということなののでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） これは、障害に限ったことではなくてということでもよろしいでしょうか。

●石澤議員 いや、障害者の場合。

●福祉課長（土肥課長） 障害者の場合ですね。

●石澤議員 はい。

●福祉課長（土肥課長） 特に今のところは対応はできていないというところでございまして、ただ、4月以降になりますとですね、ファミリーサポートセンター事業ということで、社協が中心となります子育て支援の事業を展開しようと考えておりますが、そこの中ではそういった障害を持った方もできるだけ、障害の程度にもよりますが、お預かりできるような体制も考えていきたいなというふうには、今現在準備を進めております。そういう段階でございませう。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 それでは、移動支援のことなんですけれども、病院の通院とかにかかわって移動支援が可能になっているということなんですけれども、無料でということですが、学校に通うようになった障害児の子たちが、放課後は、学童ではないですね。支援センターに通ってるんでしょうか。そのときの移動はどうなっているんでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 障害児の方の放課後の、子ども発達支援センターのほうでは、送迎は、子ども発達支援センターのほうで送迎を行うと。よろしいでしょうか。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 子供たちが放課後過ごすということは、スクールバスと違ってありますよね。障害者の人が使うんじゃないくてスクールバスと違ってあって、それは無料で移動したりしますよね。学童に入る場合は、普通に自分で移動することができるので、それで、移動するためのお金と違ってかからないですよ。何か援助をしてもらってるということでしたけれども、その子供たちが成長していくために必要なものに負担があるっていうことに対してちょっとおかしい、国の制度ですから町ではと思うんですが、その部分で、何というのかな、普通と言ったら怒られるな。きちっと成長していくのに、同じように成長していく段階なのに、障害のある子は、そのこと自体含めて、その子ですよ。だから、例えば私がもし足が悪かったら、その足が悪いっていうこと自体でその人間ができ上がりますよ。それなのに、そのことに対しての負担がかかるっていうのがちょっと、何か納得いかないんですよ。

それで、そういうことで、障害を持っているっていうことで、いろんな意味でお金がかかってくってということが、今のこの自立支援法の一番の悪いところだと思うんですけ

れども、そういう意味でも子供たちがそういう扱いを受けるんでなくて、せめてそういうときには町のほうで全面的に保障してくれるとかっていうのがあってもいいんでないかなと思うんですが、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 質問者がおっしゃっていますのは、きっと地域生活支援事業の範囲の中の移動支援というふうに考えてよろしいかと思いますが、これは、障害者自立支援法の中の障害福祉サービスの範囲ではなくて、市町村が、その範囲の利用の方法や利用量や、あるいは内容などを条例で決めるということになってございまして、厚岸町もその条例をもって福祉センターのほうへ移動の支援の委託を行っておりますけれども、大変、言われるとおり、通学時に対する支援というのは、今現在、町としてのメニューにはないというところでございます。

今後、そういったことも含め、先ほども申し上げましたとおり、協議の場が必要になってくるというところで、これからどういった移動の支援のあり方がいいのか、あるいは、そのためには、一部地域では利用料、あるいは障害の程度区分によって差をつける、質問にもあるような利用の時間の差をつけるといったところも行っているようでもございますけれども、今後、通院以外の部分でもですね、利用できるような制度のあり方というものを検討していかなければなりませんし、今現在、例えば講演会への参加とかというような場合につきましては、大型バスを利用して移動の支援を行ったり、そういったことは社協を通じて、これも無料で行っておりますし、それから、障害者団体が定期的な集会を開く、そういった場合にも使っておりますが、残念ながら子供に対するそういった移動というところでは、町内的には今現在、通学に対する支援というのは、制度になっていないというのが現状でございます。

今後、できればですね、そういったことも含めて、財政的な負担が生まれる可能性もありますけれども、できるだけそういった地域生活支援事業の中で、今の通院の移動の無料化との整合性も含めてですね、検討していければなど、このように今現在では考えているところでございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 ぜひ、考えて、やってもらいたいと思います。

発達支援のことなんですけれども、何でこれを取り上げたのかっていう理由なんですけど、うち、牛を飼っていますから、動物と触れ合うことで何かプラスになるんでないかという、高校生ぐらいの子たちが何人かうちに来たんです。東京とか、それから向こうの子たちなんですけれども、多分、親は、もうどうしようもなくなりましたっていう電話で来ました。

その子たちっていうのは、本当に小さいときからきちっと支援してやれば多分こういうふうにならなかったかなと思うんですが、1人はアスペルガー、それからもう1人は自閉症と高次機能障害、一緒になってしまった子たち、それからもう1人は、もう、3つが一緒に、大きな障害が何個も一緒になった子たちが来たんなんですが、ものすごく記憶

力がよくて、書いて渡すとわかるんです。だけど、一つ一つを、これとこれとこれとこれをやってっていうと、絶対に動けない子たちなんです。ですから、私たちが普通に子供たちと接して、これは当たり前にするよなって思うようなことが全然通じなくて、その子たちにすごくつらい思いをさせた記憶があるんです。

よくよくそういうことを知っている人に聞いて、その子によっては字に書いて渡すと理解をする、それから絵にかいて知らせるとわかる、それから、一つ一つ、これはこうだよって、終わってからまたこうだよってということで、知らせることでその子が動くことができるっていうくらい、社会性が、障害によって、多分、このまんま高校を卒業した、あの記憶力からいくと、多分、大学も出ると思うんです。そのくらい頭がいい。一応、頭のいい子たちです。で、大学出てから社会に出たときに、社会性がないんですよ。それで、さっきから保育所から教育からって、ここにも載ってましたけれども、そういうものをきちっと、もうみんなが、そこで育て、子供にかかわる人たちの中できちっと把握していかないと、とても大変になってしまう状況が何回か見ました。そういうのもあって、学校とか保育所でどうなってるのかってという質問をさせてもらったんです。

そういう子供たちに対応するっていうことは、学校の中の教育する場でも、クラスの中でも、わからない子たちが伸びていくっていう可能性もあると思うんです。そういう研究会っていうのをきちっと立ち上げてって、今やってますということでしたけれども、もっと、いろんな障害ありますから、それも含めて発達障害でくるんでなくて、きちっと見てもらってやってほしいと思うんですが、そういうこともお願いしたいんですけど、どうでしょう。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 発達障害につきましては大変難しい問題であるということで、あみかのほうでも、まず発達障害というものがどういうものなのかということの中で勉強すると。障害担当も含めて、中で勉強すると同時に、親の方、皆さんに、町内の皆さんに知っていただく必要があるのかなということ、まず、そういった投げかけをした中で、発達障害というものはどんなものかということですね、なんかこう、研修会ではごさいませんけれども、知っていただく機会を、21年度には一度、保健師、これは釧路の保健所の保健師になります、そういったところの指導を受けながら、専門の方のですね、一度講演会をやるとか、そういったことを含めて、対応のあり方、発達障害の症状、そういったものを、職員も含めて、家族も含めて知っていただくと。

そういう診断を受けた家族でさえもよくわからないと、対応が。わからないという状況が、我々の相談の業務の中で上がってますので、まずそこから始まるということをしてほしいということと、それから、相談を受けた保育士、あるいは地域の方、家族の方がそれぞれ持っている情報ってのはあるんですけども、これが、みんなで回らないと、一つにならないと、これは子供発達支援センターとの行き来の連携も、1回目の答弁の中で書かせていただきましたけれども、そういった連携を図る場を、今ちょうど書いて、1回目の答弁の中でお知らせしたとおり、そういった連携を図りながら、この子に対し

てはどういう方が、今どういう指導をして、どういふ症状があつて対応してますよといふことにかかわりを持つ方をふやすと。

みんなで情報を共有して、また新たなもしそういう方が出たときに、だれが対応できるのか、そういった事例をどんどんどんどん積み上げる場をつくる、そういう連携を、言葉だけではない連携を、きちんとした連携を図る場所を、やっぱり積み上げる必要があると。そういう研修、ただ聞くだけの講習ではない、実践を積み上げた中での、次の方への指導が的確に行える、あるいはだれができるのか、そういう連携を図る場をつくりたいと、こんなふうに思っております。

●議長（南谷議員） 指導室長。

●指導室長（辻川指導室長） 発達障害の部分につきまして、学校の中での取り組みについてのお話をさせていただきます。

議員おっしゃるように、一口に発達障害と申しましても、一人一人症状が違いますし、その出方もそれぞれ個人差がありますので、担任のみではなく学校職員全体がですね、その一人一人の子供の状況を的確に把握するということが非常に大事なことになってきております。

ただ、今、学校の中ではですね、個別の指導計画という、一人一人の子供の、その一年間の指導について、どういふふうに取り組んでいくかというものを作成しておりますけれども、一年、一年の取り組みだけでは不十分だということで、今取り組んでいる最中なんです、個別の支援計画というものも作成している途中でございます。それは、小学校入学してから中学校を卒業するまでの9年間、その子がどういふ育ちをしていくのが望ましいのかということ、学校の教員のみならず、保護者、あるいは必要に応じては医師、専門家も交えてですね、その子の将来を見据えた支援のあり方というものをまとめまして、それをもとに指導・支援していこうというような取り組みをして、始まっているところでございます。

学校としましても、その子の一年、一年ではなくて、将来を見据えて、その子一人一人がどういふ成長をしていけばいいのかということも含めて、関係機関と連携しながら、指導・支援の方策について、それぞれ研修しているところでございます。

そんなことで、一人一人のニーズに合わせた学校での指導・支援ができるよう努力しているところでございますので、ご理解願います。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。

それで、今、保育所といふか、小さいときからの関係と学校との関係も、密つていふかね、してもらいたいのと、あと、認めたくないといふ親の思いもあります。我が子の障害がないんでないかって思いたいといふのも親の思いだと思ふんです。そこまで成長した人に、どうやって言ったらいいかなといふことも含めて電話でお話もしたこともあります、まあ、認めてもらえませんでした。そんなことはあり得ないといふわけでしたんで、だから、何て言ふのかな、本当に親も子供もみんな含めてね、それがいいじめとかにつながらないようにやってほしいと思ふます。

それで私の質問、終わります。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 今のご質問ですが、大変難しい問題でございまして、私どもの一番の悩みの多いところかなと思っております。例えば健診業務が行われた際に、わずかながらでもそういった疑いのあるようなお子さんがいたとした場合に、どういうふうに親の方に接していくか、療養につなげるか、大変難しい問題でありまして、また、直接のご両親だけではなくて、おじいちゃん、おばあちゃんの考え方、両親はわかっている、そのおじいちゃん、おばあちゃんが全然わかってもらえないとか、もう家族構成によっても大変な思いをしてございます。

ですから、すぐどここの機関へ相談しなさいとか、例えば厚岸でいえば子ども発達支援センターがありますよとかということではなくて、まずは相談を密にして親の関係をつくると、相談者が親との関係をつくると。両親のほうからそういう気持ち、何かおかしいんだよなど、ここが少し遅いんだよなどという、そういった信頼関係をつくるのがまず第一歩であろうと。窓口の対応の中ではそういう考え方で進めておりますし、もっと平たく言えば、あみかの表からも入りたくないような方がいらっしゃるので、じゃあ、裏口もありますと。裏口から私どものほうに来てくださいと、まず電話いただいて、裏口から入っていただいてという、例えばそういう方法でもいいなど。大変、相談しづらいという方もいらっしゃいますし、来るときは、もう即、療養につなげなければならぬような状況もありますし、ですから、健診の中でうまくですね、そういった少しでも疑いのあるお子さんがいらっしゃる場合についての指導のあり方というものも含めて、連携を図りながら、研究も含めて、親との信頼関係も含めて研さんを積んでいきたいなど。今現在、そういう心構えではやっておりますが、大変難しい問題であるな、こんなふうに認識しております。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今、お話ありましたとおり、学校上がる前に就学指導形成委員会というのがありますが、ここで一番大切なのは、いわゆる保育所、幼稚園での生活をしっかりと私たちが引き継いでいくということだと思っております。その中で、一人一人のお子さんにどういうふうな指導計画、支援計画をつくっていくかということ、この中では連携をとりながらやっていっておりますし、もう一つは、学校の一番悩みは、もともとと言うと、特別支援教育の専門を持ってくる方たちが、なかなか小中学校の、いわゆる学校に入ってくれないんですよ。というのは、今、町内調べてみても、3名程度しか特別支援の教育を受けてこられた方というのはいらっしゃらない状況です。それだけ実際の特別支援学校のほうに行ってしまうというふうな現状あるんですけれども、なるべく道教委のほうにも、これだけ多くの児童生徒が特別支援学級をつくっている中では、もっと要請するなり、小中のほうにも回していただきたいというお話もちろんしているところですし、もう一つは、いわゆる特別支援学級に入らない段階でも、先ほどおっしゃったように、学習障害なりADHD、LDというふうな状況のお子さんというのが非常に多く見られる。そんな中で、そういう方た

ちを、ある意味、特定の時間集めて学習するというような動きも今出てきております。

ですから、いわゆる特別支援学級相当というふうなことじゃなくても、学習のおくれに対応できるようなことができないかというのが、先ほど答弁いたしました学校でコーディネーターをつくって、それぞれの学校が学習障害等のあるお子さんたちをきっちりケアしていくというのが目的だというふうに考えております。体制的には、国のほうでそういう体制をつくれという中でも、余り多くの加配がないという中では、現状の中でやっているということは大変なんですけれども、ただ、そういう姿勢というのは、もう学校の中にも生まれてきておりますので、今後そういうふうな支援についても行っていきたいというふうに考えています。

●議長（南谷議員） 以上で石澤議員の一般質問を終わります。

次に、14番、竹田議員の一般質問を行います。

14番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従い、次の質問をいたします。

1として、厚岸町の定額給付金の取り組みについて。

地元消費拡大を望む声があるが、その取り組みについて。

アとして、商工会と町の連携対策は。

イ、商工会の具体的な考え方を把握しているのか。

ウ、町の具体的な考え方は。

エ、他町と比較したとき、当町は考え方、取り組みなど進んでいると思うか。

オ、町の助成についての考え方は。

2として、厚岸町地域雇用創出の推進について。

(1)町として緊急雇用創出の必要性について。

ア、雇用創出の取り組みについて、我が町は他町村と比べて進んでいるのか。

イ、今年度、4月以降の失業率の見込みは。

ウ、町独自の失業者への雇用創出の具体策は。

エ、仕事を分け合うワークシェアリングについて、どう思っているのか。

(2)厚岸町雇用対策連絡会議について。

ア、今までの、この連絡会議の取り組みの具体的な成果について。

(3)役場臨時作業員の増員をするという考え方があるが、それについてお聞きします。

ア、雇用の期間はいつからいつまでを考えているのか。

イ、人数についてはどの程度を見込んでいるのか。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 14番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、定額給付金の取り組みについてのうち、厚岸町の定額給付金について、地元消費拡大を望む声があるが、その取り組みについてのお尋ねであります。ご承知いただ

いているとおり、定額給付金の給付に合わせ、地元限定のプレミアムつき商品券を商工会などが発行し、地元消費の拡大に向けた動きが全国各地で起きています。

厚岸町におきましても、このたびの定額給付金を、町内経済の活性化を後押しできるよう、買い物など地元消費にできるだけ使っていただきたいと思っておりますし、商品券の発行などの取り組みについて、商工会と連絡をとり合ってきております。

商工会では、商業部会が中心となり、定額給付金に合わせた取り組みについて協議がされており、結果として、厚岸町商店会と湖北地区商業連合会が連携して、両商店街加盟店及び賛同する小規模事業所で使用できるプレミアムつきの商品券を発行することが決定したとの報告を受けております。

その内容につきましては、5,000円で6,000円分の買い物ができる20%のプレミアムつき商品券を1,000セット販売するもので、地元商店街で最も買い物機会の多いお年寄りに、感謝を込めて優先販売するというものです。

また、その商品券の使用を町内の小規模事業所に限定することから、20%のプレミアム分の費用につきましては、両商店街など参加店の負担で賄うとしています。

この独自の取り組みによって、みずから商店街の活性化につなげようとする考えであり、商品券の活用を促すため、さらに各個の店舗ごとに独自のプラスアルファ的な取り組みにも結びつけようとのねらいもあると伺っております。

これは、他の地域と異なり大型店の多い厚岸町における商業環境の中にあることを踏まえ、商店街の小規模店舗での消費に少しでも結びつけようとする自助努力によって消費者の理解を得ようとするものと受けとめており、町行政としましては、このみずからの商店街活性化に向けた積極的姿勢に敬意の念を抱いており、両商店街の意向に沿った支援を行っていくことが大事であると思っております。

なお、この商品券発行の取り組みに当たり、商品券の印刷などの事務的経費の一部につき町の支援を得たいとの要請が寄せられており、その要請助成額15万円を補助いたしたく、本議会定例会会期中において、追加提案として予定する一般会計補正予算に計上することにしておりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、2点目の厚岸町地域雇用創出の推進についてお答えいたします。

まず、町として緊急雇用創出の必要性について、雇用創出の取り組みについて、我が町は他町村と比べて進んでいるのかとのお尋ねであります。国の緊急雇用対策に合わせた厚岸町の取り組みにつきましては、さきに大野議員と音喜多議員の一般質問にお答えしたとおりであり、当町の実情に合わせた取り組みを行う考えであります。

雇用対策につきましては、新たな雇用の場の創出も大事であります。既存の事業所を存続させ、さらに新たな失業者を生まないようにすることが本町において喫緊の課題と考えています。このため、中小企業の経営支援などのサポートを行う中小企業基盤整備機構との情報交換を通じた連携に努めておりますし、通年雇用を促進するために、管内の市町村や釧路支庁、経済団体や労働団体が参加して組織した釧路地区雇用促進支援協議会と連携した取り組みも進めてきております。

また、さきにも述べたとおり、町内の経済的な波及効果を念頭に置いた公共事業の確保に努めてきており、他町と比べて決して劣っているとは思っておりません。

企業経営につきましては、企業みずからの努力に負うところが大きく、また、我が国全体

の景気動向に左右されるところから、一地方自治体の力では大変難しいことも承知いただいているとおりであり、その対策は、国の政策に期待するところが大きいことをご理解願いたいと思います。

次に、ことし4月以降の失業率の見込みについてのお尋ねですが、今後における失業率の見込みを予測することは困難であります。しかし、現在の景気低迷の影響を受け、企業倒産も増加するなどにより、釧路管内の有効求人倍率は、対前年比較において下降しており、こうした傾向はさらに続くことを懸念しているところであります。

次に、町独自の失業者への雇用創出の具体策はとのお尋ねですが、失業者のみならず厚岸町の人口流出を抑制するためにも、地元雇用の場の創出は重要な課題ととらえています。しかし、一方では町内水産製造業などの業種において人手不足が生じていることも実態であり、このような雇用のミスマッチをどう解消していくかも大変難しい課題であります。

雇用創出に向けては、国や道において雇用助成制度を初めとする各種施策の充実が図られてきており、これらの施策、制度の内容を各事業所等に行き渡らせる活用を促すことが町にとって重要な役割と思いますし、今後さらに関係機関との連携を密にして、効果的な周知による活用促進に努めてまいります。

次に、仕事を分け合うワークシェアリングについてどう思うかとの質問でございますが、現下の厳しい雇用情勢の中、一つの仕事を複数の働き手で分かち合うワークシェアリングが、雇用の維持・創出という観点から注目を集めております。

しかし一方で、労働時間の短縮による賃金の低下という問題もあり、また、導入できる業種が定型的な職種に限られることや、有能な社員の労働時間を減らすことで生産性の低下を招くとの懸念も指摘されております。

さらに、期間従業員などの非正規社員も加えてワークシェアリングを導入する場合には、賃金格差の是正や福利厚生など多くの課題もあり、この導入に当たっては、その目的や効果について、労使双方の共通認識に立った上での合意形成が必要であると考えております。

次に、厚岸町雇用対策連絡会議における今までの取り組みでの具体的な成果についてのお尋ねであります。厚岸町雇用対策連絡協議会は、雇用問題に関して相互に連携することにより、雇用失業情勢の把握や各種雇用対策の円滑な対応と推進を図る目的で設置されたもので、商工会、漁協、農協、建設業協会、町内金融機関、水産物買受人組合、自動車販売店協会、自動車整備振興会、町内高等学校の関係者に町行政及び教育委員会の参加で構成されております。

この連絡会議は毎年開催されておりますが、それぞれの情報交換等を通じて雇用対策の協議が行われており、そのことが各業界における雇用促進にも間接的に結びついていると思いますし、特に新規卒業者の雇用に関しては、生徒が在学中に地元事業所で数日間実習する企業体験学習の取り組みと相まって、ミスマッチの解消に効果が出ていると思っております。

最後に、役場臨時作業職員の増員についてですが、緊急雇用創出事業により、平成21年では道路、河川等の環境整備に携わる臨時作業員4名程度を5月から5カ月間、新たに増員し、直接雇用する計画となっております。なお、このほかにも一般事務職員などを含め、新年度当初予算において193名の臨時職員などの雇用を計画しております。

今後のさらなる雇用につきましては、町の財政状況を見据えながら、その必要性を十分勘案して判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 まず、定額給付金の取り組みについてなんですけれども、商品券の発行などの取り組みについて、商工会と連絡を取り合ってきておりますというのは、いつごろから取り合ってきたのか、教えていただけますか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 今、記録として残してはおりませんが、こういったプレミアムつきの商品券の動きが各地で出てきているという報道がされてきた早い時点におきまして、商工会の事務局とは、こういったようなことを考えているのかどうかというようなことで連絡は取り合っていました。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 それはことしですか、去年ですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 本年に入ってからです。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 本年の何月ごろですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 1月に最初の連絡をとったというふうに思います。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 1月の何日ごろか、末か末（すえ）かわかりますか。

それとね、連絡をとったというのは、まちづくり推進課から商工会に連絡をちゃんととったのかお聞きしたいのですけれども。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

時期についてはですね、ちょっと私も記憶、一番最初の関係の連絡については私の記憶でございませけれども、たしか中ごろだったというふうに思っています。私どものほうから商工会のほうに、そういった動きがあるのか、そういうような考えを持っているのかというような部分で連絡をとらせていただいております。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 商工会のほうに、町として公金を使って、商工会のほうにですね、町としては人件費として補助をいたしているということで、私は、商工会のこの動きっていうのが、町の経済効果に対してどういう動きをしているのかということは、町としても行動を見守らなければならないという、そういうのがあると思うんですね。

そこで、1月の中ころが、じゃあ町の動きとして早いのか遅いのかというのは、いろいろなその観点があるので、早い遅いというのは、一概にこれは言えないと思います。本来であれば、商工会のほうから、このプレミアム商品券というは今年度から始まった話ではなく、昨年度からいろいろ議論されてきて、国会の中身でいろいろ報道がされてきたわけです。

私が思うには、厚岸町の役場のまちづくり推進課のほうでですね、気を使って商工会にお尋ねをするということじゃなくて、商工会の、町の経済を、実態把握している一番の、いろんな要素をわかっているこの機関が、町からの補助金を受けて、そういう立場で動かなきゃならない立場です。町が行くというよりも、商工会のほうからお尋ねがあるということが当然ではないかというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 私のほうから連絡を申し上げた時点では、商工会のこうした各地での取り組みというような部分については把握してございまして、商工会は商工会の中で、そういった部分を既に検討といいましょうか、入っていたというふうに感じております。

そうした中で、厚岸町にとって、果たしてこれが事業としてふさわしい、取り組んでいけるのだろうか、各地と同じような形で取り組んでいけるのだろうかというようなことを踏まえながらですね、内部で検討がされてきていたというふうに理解をいたしているところでございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 私がなぜそういうようなことを言うかということですね、商工会の中に水産、商工、建設という3部会があります。この商工業部会として、商工会のほうにプレミアム商品券を使ってこういう取り組みをしていきたいんだという具体的なお話をしてからですね、商工会に、金額でいう15万円程度の事務的な手数料の寄附金をいただきたいと

いうふうをお願いをしに行った後に商工会が動き出したというふうには私は商工連合会のほうから聞いておりますので、その辺の若干の食い違いがあると思うんですよ。私も実際、商工連のほうの会議のほうに興味があって出席させてもらって、その内容を聞いてきたわけです。そのことを踏まえてお聞きしますけれども、商品券の印刷など事務的経費の一部につき町の支援を得たいとの要請が寄せられていたという、この要請があったのはいつですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

本当にこの資金額、事務費として15万円程度というような部分で出されたのは2月の下旬でございます。本当に書類が来たといいたいまいしょうか、企画案という形で私どものほうにいただいたのは2月の28日でございます。

ただ、その以前から、こうしたような商店会としての動きがあるという中で、事務費もかかるので、プレミアム分については、これはもう、地域限定、商店限定というような形になりますから、みずからやりますというふうには、事務費の部分についての、いわゆる町の助成というものについては検討して、やるほうでですね、要請するようなことは検討しているというような部分あわせて検討をしているんだということの情報はその以前からいただいております。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 僕の調べでは、湖北商連の役員会が2月の17日にあつて、下旬ということになれば2月、まあ28日というふうにおっしゃいましたけれども、その日にちから持っていったら、湖北商連の役員会があつた後、要請を受けてそういう行動に出たというふうにしかとらえることができない、そういうふうには思います。

2月の17日の時点で、この15万円の話っていうのは僕も聞いてるんですよ。で、要請を商工会として町にしているのかつたらしてないということの認識は、考え方は私は聞いております。ですから、この17日の後にですね、そういう要請に行ったという。ですから、僕は、端的に言うと、商工会の、町の商業部会に対して、この商工という部分に対してですね、いわゆる商工連合会、厚岸商工連合会、こっちは湖北商業連合会というふうに言うんだそうですけれども、この両町の、お互いに2分して商工連合会があるというふうに聞いてるんですけれども、要するに、去年からこのプレミアム商品券というのは、つくる、つくらないという、いろんな活動がなってきたわけですよ。

僕が言いたいのは、例えば隣町の浜中町、これは、僕が聞くところによると、商工会が町と一緒にタックを組んで始めてきましたと。その上で、町として補助的なものを出せないのかということ、浜中町のほうでは、町として、生活支援緊急対策特別交付金の中から、町としてその補助金を出すということで決定をしたと。それが早くていいことなのかどうなのかということは、お互いの認識があるんで、その辺は、早い遅いという部分は言いたくはないんですけれども、町の取り組みというか、そういう特別交付金

というのは、当然、決まっていなくても、国の議会の流れとして、衆議院の優越規定というのがあって、参議院で否決されても衆議院で可決されるという優越規定というものがあるというのが、それぞれの自治体も認識をしていますし、我々も、議員としてそれは認識しておりました。

それが1月の27日に、2008年度の第2次補正予算が優越規定によって成立をした。その後の問題で、3月の4日に正式に決まったということですから、事実としては、正式に決まっていなかった金額を当てにするってということはいかなるものかということと言われればそれまでですけども、当然、衆議院の優越規定っていうことをたどっていけば、当然、何か特別なことがなければ、その交付金についての予算は成立するものだろうということをお各自治体も考えて、それぞれに案を出して取り組んできたのではないかなというふうに思うんですね。3月の4日の予算が通った3月の5日の次の日には、日本全国の中で4自治体が、もう交付をできる自治体が、用意ができたというふうに報道もされています。

そういうことを聞くと、厚岸町の取り組み、商工会の取り組みとしては、遅いのか早いのかって問題は、当然、疑問として出てくるのではないかなというふうに思うんですね。そういうことをかんがみて私はこの質問をしているわけなんですけれども、要請の助成金額が15万円というふうに言われています。本定例議会の会期中において追加議案を出すということになってますけれども、本来であれば、3月のこの予算で、追加議案じゃなくて、きちっとした形で予算を組める、時期として、それは当然のごとく、会期中の追加議案じゃなくて、本来の予算の中で出てくるものではなかったのかなというふうには思ってますけれども、ただ、3月の4日のものが通らなければ、それは予算として組めないというふうにあるんですけども、それはわかりますよ。でも、追加議案を出さなくても、本定例会において、予算として出せないことではなかったのではないかなというふうに思います。

それから、この湖北商連と厚岸商連なんですけれども、金額的には幾ら商工連として実費で出すと考えているのかご存じですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 少し、この商工会のですね、今回の商品券の取り組み姿勢といいたいまいしょうか、考え方についてちょっと触れさせていただきたいというふうに思います。

私ども、今回の定額給付金に合わせた、いわゆる地元の消費拡大という気持ちについては商工会も商店会もそれぞれ持っております。そうした中で、では厚岸町で、この商品券の取り組みはどうするのかといったときに、については、以前に行われました地域振興券、これの取り組みの事例がございまして、厚岸町でほかの地域と同じような形で、果たして商工会として全町の、いわゆる全町どこでも使える、全町を対象とした商品券の交付、取り組みというものが、地元の零細の小売店舗にどのくらいの影響が出るのかというようなことを重視しながら厚岸町の場合は考えたというふうに伺っております。

前回の地域振興券の例を申しますと、全町でももちろん使えた、全町の店舗で使えた

ということになるわけでございますけれども、全体で使っている、取り扱った店舗、事業所っていうのは200以上の事業所で商品券の受け答えをしたわけでございますけれども、そのうちの約7割近く、69.何%というふうに考えてますけれども、約7割近くが大きな主要店舗、13店舗ぐらいあるんですけれども、こちらのほうに流れてしまって、零細のほうにおいてはほとんど地域振興券は回ってこなかったと、そういうような事情がありまして、同じような取り組みをしても、厚岸町の場合ですと大きな店舗、さらにふえてございますので、そういった方向にすべて流れていってしまうのではと。そうすると、地元のいわゆる従来型の零細な店舗では効果は薄いと、そういう形の中から、やはり厚岸町の地元のそういうことを考えたときには、自分たちの要するに加盟している小規模な従来型の商店街、ここの中で使える商品券をみずから発行して、そちらのほうにお客さんに利用していただくという取り組みが、厚岸町の商店街の構成から考えると適当であろうというようなことが商工会の商業部会の中で話し合われて決定された、方向性が出された。それを、各厚岸町の湖南地区の商店会、それからこちらの、湖北地区の商業連合会、それぞれの中に話がされて、その方向性が確認された。そういう形の中で正式に町のほうに、この事務費にかかわる部分、これについて要請があったということでございます。そういうような経過でございますので、まずご理解をいただきたい。

それで、内容ですけれども、先ほども町長のほうで答弁申し上げておりますけれども、5,000円券を6,000円にしまして1,000セットということでございます。そうすると、プレミアムに相当する部分が100万円ということになるわけでございますけれども、これにつきましては、それぞれ両商店会の中で負担をしまして、一部につきましては、その参加する店舗の手数料というような形の中で100万円を調達するというところでございます。

一方、事務費的な部分の中では、商品券の確保、それから、何といたしまししょう、それを売る手数料といたしまししょうか、そういったような振興、促進するための経費だとか、そういったような部分で31万3,000円というふうに伺っております。その中の一部、15万円については厚岸町で、あるいは商工会のほうからの負担、こういうような助成を仰ぎながらこの事業をやりたい、こういうような形で要請を受けている内容のものでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 100万という数字がわかっていらっしゃったということで、今、安心したところなんです。というのは、私、何言いたいかという、厚岸町の本町のほうで50万円、近隣のこっこのほうで50万、両方で100万を出そうということの決意をしたと。それで自分の町村の小さな商店街を守ろうとする、そのところの100万を出している、その気持ちが痛いほどわかるんじゃないかというふうに思うんですね。それまで大型店舗に押されてきて、自分たちの商店を守ろうという、その意識をものすごくわかっていたほしい。その上で、この地域活性化生活支援特別交付金というお金が入ってくる中で、厚岸町に2億3,000万、約2億4,000万ほど入ってくるというふうに聞いているわけですが、この中の、言葉は悪いかもしれないけど、支援策として15万円程度なのかなということですよ。

本当に言いたくはないんですけども、コンキリエでも赤字が続きて、コンキリエに1,000万出しましょうということができているのが、厚岸町のこの小さな商店街、100万をみずから出して、このプレミアム商品券を出して、自分の地域の商店街を守ろうという、その意思っていうか、その気持ちっていうのが、非常に私は痛いほどわかるんですよね。それが、15万円が少ないのか多いのかっていったら、口で言えばいくも聞こえるし、悪くも聞こえるし、出したんだからいいんだらうという気持ちになれば、15万円のその重さというのわかりますし、それぞれの考えがあると思います。ただ、町民的感情論として、この15万円というのが、みずから出した100万円というものに対しての重さの比率の15万円というのは、少ないのか多いのかという議論に当然なってくると思うんですね。そういう考え方はどうなんでしょう。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狹町長） お答えをさせていただきます。

今回のプレミアムつき商品券の発行につきまして、いろいろな見方、今、竹田議員が言うような考えもあるであります。私は町長といたしましてですね、今回の両商店街がとった姿勢、敬意を表しているんです。今、本来、行政の力をかりて何とかしようということではなくて、みずからの努力でそれぞれの商店街の振興を図っていこうと。極めてすばらしい考えです。しかし、町としては、町として何がそれじゃできるのかということで、両商店街との話し合いの中で、行政として協力するという結果のお話でございまして、ですから、両商店街のすばらしい製品、これを私は尊重しなければならない、そのように考えております。

特に、先ほど田辺課長から、担当課長からお話ありました。平成11年の地域振興券、約7,300万ほど厚岸町に来たんです。大変な金額でした。そういう中で結果的には地元商店街に余り購買がなかったという点を十分に過去の経験を踏まえ、今回のプレミアムの発行であります。ですからそういう点を、やはりご理解いただきたいと、かように考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 町長、そういう認識をされていたということは大変うれしいことです。

1つ、これについてももう1つお伺いしますけれども、それだけ厚岸の商店街が、身銭を切って頑張っているという姿勢の中からですね、このやり方が成功してほしいって、逆にそういう思いに今度は立たなければならないというふうに思います。プレミアム商品券の中に、何%かというふうに、具体的に5,000円が6,000円分の、20%というふうに書いてますけれども、1人当たり1万2,000円、18歳未満65歳以降は除いて、1人当たり1万2,000円の金額が私たちの手に入る、町民の手に入るわけですけども、大体、私のところでは1万2,000円が1万5,000円程度になる、3,000円プラスぐらいの商品券になるだろう、最終的にはですね、そういうような考え方を持っているところでありますけれども、5,000円が6,000円の20%という考えで、20%上乘せしていることであります。

この商品券をつくったからといって、必ずしも100%売れるという保障はないわけであり、ます。その中で、もう1つお願いなんですけれども、このせつかくの意思・意向を酌み取って、この商品券が売れて、地元の商店街に少しでも潤うような考え方をですね、商工会、それから厚岸町ともに、商店街ともっともっと連携をとりながら進めていってほしい、また、そのプレミアム商品券を出すということについても、町からの町民に対する呼びかけなどをぜひ、コマーシャル等を含めて応援していただきたいなど、町長にお願いなんですけれども、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今回考えておりますプレミアムつきの商品券につきまして、私は、必ず消費の拡大につながり、厚岸の経済に大きく貢献するものであると期待をいたしております。

それと関連いたしまして、定額給付金のことなんですけど、今回の給付金についてはですね、町民一人一人に給付されるんです。大変ありがたいことです。それだけ私は、大きく消費につながってくるだろうという期待を持っております。それと同時に、町内で買っていただきたい。それが厚岸町の経済にも大きくつながってくるものであるという期待を持っておりますので、私はそういう考えをこれからも町民に伝えていかなければならないではなかろうかと。既に訴えておりますが、この点もご理解いただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 続きまして、雇用創出の部分についてなんですけれども、中小企業基盤整備機構との情報交換、連携に努めておると。通年雇用を促進するための管内の市町村や釧路支庁、経済団体や労働団体に参加して組織した釧路地区雇用促進支援協議会などと連携した取り組みも進めておりますということなんですけれども、このことについても、今までどのような協議が行われてきたのか、その中身についてちょっとお聞きしたいんですけれども。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

この通年雇用促進支援協議会というのは、従来、国におきまして、季節労働者の、いわゆる冬季就労支援というような形の中で、それぞれに事業が行われておりました。小さな単体として行われていたんですが、この事業を実施するに当たりまして、対象労働者が1,000人だっと思っておりますけれども、その規模での受け皿の中で、そういった通年雇用につながる、例えば冬季の技術講習であるとか、そういったような事業を行っていくというような国の施策の転換からですね、これは平成19年に、当町を含む釧路支庁管内の全市町村、それから、先ほど言いましたように支庁だとか経済団体、労働団体、こういったような部分に参加いたしまして組織がされてございます。

そこで、国からの、いわゆる委託金、国からのお金をいただきまして、そこでいろい

ろな事業を行っているわけですが、今言いましたように、いろいろな研修を初めとする季節労働者向けの事業、これは資格取得の支援事業という形の中で行われておりますし、また季節労働者の技術向上を図る、スキルアップ事業というふうに言っておりますけれども、こういったものも行われているということで、これらにつきましては、そういう季節労働者を抱えている事業所、こういったところへの周知等々を通じて、そういう労働者に周知を図っているということでございます。

一方で、通年雇用を行うということで、これも事業所を集めてのセミナーといいたしうか、ここではいろいろな奨励、雇用を続けるための奨励金制度というのがあるんです。ご案内のとおりだと思いますけれども、そういったものを紹介しながら、これを使いながらいく事業所としてのメリットであるとか、そういうようなアドバイス、これらも含めて行っております。厚岸町からも、これらについては事業所が参加をいたしております。

そういったことも行われておりますし、また、直接個々の協議会の職員、配置されている、いわゆる指導員ですね、こういった人方が地域を回っております。主立った事業所、こういったところも回っておりますけれども、そういったときに、町のほうと連携をとりながら、どういったところの事業所を回る、あるいは一緒に回るとか、こういったような形の中で進めてきているということでございます。そういった事業を通じまして、いわゆる各企業に制度を十分知っていただいた上で、企業にとってもメリットのあるような形の中で通年雇用に少しでもつなげればというような活動を行ってきているということでございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 町内の経済的な波及効果を念頭に置いた公共事業の確保に厚岸町は努めてきていると。他町村と比べて決して劣っているとは思っていないと。劣っていると思う、思わないというのは、またこれ別な議論で、今回の緊急雇用創出という部分についてですね、昨年度、標茶町で林産業における雇用創出という部分について新聞にも出ておりましたけど、この辺の経緯とか経過、それからその事業主体というのは、町として押さえておられますか。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 2 時 42 分休憩

午後 2 時 43 分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
14番、竹田議員。

●竹田議員 詳しいことで僕が資料を持ってきて調べておきゃよかったんだろうというふ

うに思ってますけれども、標茶町で、雇用創出の部分について、雇用対策の一環としてですね、間伐だとかそういう事業主体をもって雇用創出をつくっていききたいということで、こういう事業をやるんだということで新聞に出ていたことだったんですけども、これも緊急雇用対策の1つとして取り組みを標茶町がしたということの実態をまず把握しているかどうかということだったんです。その詳しい話について聞こうということじゃなくて、そういう森林に対しての部分についてもですね、厚岸町ではその取り組みが、厚岸も山はたくさんありますけれども、そういう部分で、できるのか、できなかったのか、そういうことをちょっとお聞きしたかったんですけども。まずそれについて、いかがでしょう。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず標茶町の状況ですが、標茶町では単独事業、一般財源をもって、雇用対策の一環として何かできないかという中で、その1つとして町有林の枝打ち事業というのを行ったというふうに聞いてございます。

しからは厚岸町で同様のことができなかったのかというご質問の趣旨だと思いますが、一般財源でやるとなると、現在、国の制度で行っている緊急雇用対策ですか、国が面倒を見るという趣旨とはひとつ離れますんで、そういうベースで行うことができなかったのかということではなくて、枝打ち作業として雇用創出できたかどうかという視点でお答えしたいと思います。厚岸町の場合は、森林整備についての計画的な施業を行ってございます。ということは、年度計画の中で枝打ちをどの場所でいつ行うのかと、その大体の経費は幾らかということで積算しながら、3カ年計画にも登載しながらやってきているわけです。それは、結果的には林業に従事している人たちの雇用の確保にもなるということでございまして、もし標茶町のような事例として、それを前倒ししてやっとなれば、今後見込まれる林業従事者の作業が前倒しで、他の一般に働いている人たちの雇用のほうに向かっていってしまうという側面があるのかなというふうに思います。ある意味では林業従事者の雇用を守るという視点からするならば、現在持つての計画的な施業を行うべきであろうというふうにも思います。

また、前倒しが可能かどうかということにつきましては、これは補助金をいただいた上での施業計画でございまして、その補助金をいただくには、植えつけから下刈りという順番的な作業の中でですね、何年が経過したらその補助金がいただけるというルールがございまして、その補助金をもらえるルールも、ちょっと当てはまらなくなってしまうということもございまして、そういった緊急雇用の対象としては、枝打ち作業は見込まなかったという経緯がございまして。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 厚岸町は計画的に森林関係では進んでいるので、そういう標茶町のような事業はできないと、標茶町は計画的に進んでないから町有林の枝打ちなどの緊急的な作業ができたんだというふうに聞こえるようなことも、考え方によっては聞こえますよね。厚岸町ではもう計画的に進んでるから必要ないんだと、標茶町はそういうことでできたんだと。まあ、山

がいっぱいありますからね、厚岸よりも。そういうことで、当然、進んではないんだらうというふうには思いますけれども。

それはそれとして、最後に、時間もなくなってきましたので、僕が最終的に言いたいのは、いつ何時、この百年に一度の不景気が全世界に、そして日本中に、この厚岸町にも響きが到達してきたということで、最終的には百年に一度のものに対して倒れない財政的なもの、雇用のあり方を考えなきゃならないということは、当然無理だというふうに自分も思っております。がしかし、その中でも、厚岸町において、皆さんも思っているとおり、雇用の場所、つまり働く場所がなければ、そこに人はいなくなる。人がいなくなれば、そこに経済は成り立たなくなるというのは、持論でもなければ何でもない、当たり前のことだというふうに思っています。

これから何が大事かということを考えれば、それぞれがこの厚岸町に、町長の言う住んでよかったという気持ちになれるような、そういう厚岸町と民間企業が連携をした中で、雇用が創出できる、雇用がなくなってしまう、失業者が多くなっていくということ、私は総体的にその中を、地元の企業ともっともっと連携をしながらやっていかなければならないのではないかなというふうに思います。

この厚岸町における雇用対策連絡会議というのがあるんだということで、きょうは、この厚岸町雇用対策連絡会議のあり方、今までやってきた連絡会議のいろいろな施策、連絡会議での話し合ってきた中身、今後どのような転換をしていくのか、どういう方向性で向かっていくのかということをお聞きし、議論していきたくはありますが、残念ながら時間がなくなりましたので、その点については次回また、時間と場所があればお聞きしたいと思いますけれども、この厚岸町の雇用対策連絡協議会、せつかくあるのですから、今後ともですね、この厚岸町の町に、本当に住んでよかったという雇用の場所を見出すような、そういう厚岸町のまちづくりに互いにしていかなきゃならないというふうに思っていますけれども、その辺について、方向性を、いい方向性を見出すような考え方を持っているとは当然思っていますけれども、その辺の中身をもうちょっとお聞きしたいと思います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 雇用対策連絡会議でございますけれども、これは、ご案内のとおり、厚岸町の町長が答弁したような団体の中においてつくられておまして、ここで、いわゆる雇用問題の情報交換をまずしようということで進めております。そうした中で、いろいろな意見といたしましうか、出ますけれども、直接、今の厳しい状況の中で、実は去年の11月にも行われているんですが、非常に各業界とも難しいという実態が浮かび上がってきてございます。抱えている従業者をいかにリストラしないでいくのかというほうに勢力を投じていかなければならないと、こういうような事情だという中で、では、こういうような制度なども紹介しながら来ているんですが、そうした中でも、こういう新しい、高校卒業の新規卒業者、特にこの方々を中心に、この方々を少しでも厚岸に残るためにどうするのかということで、企業側から望む、いわゆる卒業者像、それから学校側からは企業側はどうした情報がほしいというような部分を出していただ

いて、その情報をもとにですね、いろいろな高校の、卒業生の就職活動だとか、そういったような部分にも結びついてっているというような、成果としては実際には出てきているんですが、これがまた新たな雇用を生むというところまで、残念ながら、今、この雇用推進連絡会議の中での協議の中では生まれてくるような情勢、環境ではないということですので、こういった情報提供なりこういうものを続けていくことが今後の雇用対策につながるだろうということで、これらについては継続する考えでございます。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からつけ加えさせていただきます。

雇用問題は、行政においても極めて重要な課題です。反面、大変難しい課題でもございます。何といたしましてもやはり、雇用を守るということは、厚岸町の経済をよくしなければなりません。経済よくなれば、当然、雇用の場も生まれてくるわけなんです。

今日の不況を抱えておりますそれぞれの企業、実態は大変であります。そのために、この平成21年度の予算において、るるいろいろな事業を考えておるわけでございまして、私は、今回の定例会においていろいろと各位からご質問を受けておりますが、やはり何といたしましても、経済を活性化する、景気をよくする、こういうことによって雇用も守られると、そのように考えておりますので、この点、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 竹田議員の一般質問を終わります。

以上で本定例会に通告ありました8名の一般質問を終わります。
本会議を休憩いたします。再開は、午後3時30分といたします。

午後2時55分休憩

午後3時30分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第3、議案第23号 町道路線の廃止について、議案第24号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第23号 町道路線の廃止について、及び議案第24号 町道路線の認定について、2件の提案理由をご説明申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

議案第23号 町道路線の廃止についてでございます。

今般、町道を廃止しようとする望洋台西通は、望洋台中央通から厚岸マイカーセンター前を通り望洋台西通に接続する路線が生活道路として利用されている状況から、地域の要望もあり、新たに町道として維持管理を行うべく、その部分を既存の望洋台西通を延長して、1

つの路線として認定するため、さきに既存の望洋台西通を廃止するものであります。

路線の廃止に当たっては、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、町道廃止路線、路線番号374番、路線名、望洋台西通、区間として、起点、厚岸町門静1丁目406番地先、終点、厚岸町門静1丁目383番地先。参考として、延長404.2m、敷地幅員8mでございます。

次に、廃止路線の位置でございますが、資料により説明いたします。3ページをお開き願います。

議案第23号説明資料でございます。

路線番号374番、望洋台西通は、起点、望洋台1号通交点から、終点、望洋台7号通交点まででございます。

続きまして、議案第24号 町道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書4ページをごらん願います。

今般、町道に認定しようとする上尾幌消防分団通は、厚岸消防団第3分団横に位置し、地域の生活道路として利用されている状況から、地域の要望もあり、町道として管理するため認定するものであります。

また、望洋台西通であります。さきの議案第23号 町道路線の廃止に伴い、改めて町道路線を認定しようとするものであります。

路線の認定に当たりましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。表をごらんいただきたいと思っております。

町道認定路線、路線番号338番、路線名、上尾幌消防分団通、区間として、起点、厚岸町上尾幌66番地先、終点、厚岸町上尾幌67番地先。参考として、延長47.5m、敷地幅員10.91mでございます。

路線番号374番、路線名、望洋台西通、区間として、起点、厚岸町門静1丁目306番地先、終点、厚岸町門静1丁目383番地先。参考として、延長564.2m、敷地幅員8mでございます。廃止前に比べ延長160mの増としております。

次に、認定路線の位置でございますが、5ページをお開きください。

議案第24号説明資料でございます。

路線番号338番、上尾幌消防分団通は、厚岸消防分団第3分団横の道道塘路厚岸線交点から、終点、上尾幌駅前1の通交点まででございます。

次のページでございます。

路線番号374番、望洋台西通は、起点、厚岸マイカーセンター前の望洋台中央通交点から、終点、望洋台7号通交点まででございます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 最初に、議案第23号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(な し)

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
次に、議案第24号について質疑を行います。
13番、室崎議員。

- 室崎議員 質疑が別々になったんで、ちょっと聞きづらいんですけどもね。
門静1丁目の、事実上、何百mか路線が伸びたところですよ。これ、今まで町道になっていなかったのは何か事情があったんでしょうか、その点ちょっとご説明をいただきたいんですが。

- 議長（南谷議員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えいたします。
望洋台西通の、今回改めて認定する部分のところでございますけれども、これにつきましては、今まで平成17年度に地権者のほうから土地を寄附を受けてございます。その後、まだここが整地、道路としての整地がされていないような状況でございましたので、昨年、20年にかけてましてですね、町道の管理するほうで、維持管理部会で砂利等を敷きまして、道路形態をつくったものでございます。そして今回、改めて町道認定をするものでございます。

- 議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

- 室崎議員 生活道路として利用されているという話は最初にあったんですが、そうすると17年に地権者からの寄附があって、きちんと町道にできる条件になったと、それで、認定するまでに大体3年ぐらいはかかるということなんですね。

- 議長（南谷議員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えいたします。
一般的には道路としましては、使用形態、その状況によって、早く整備しなければならないところは早目に、即、町道認定をしながら整備をしていくといったことも考えられます。ただ、ここの場所につきましては、もともと道が狭く、人が歩くような形態の道路であったわけでございます。そうした中で、交通量自体も、それほど車が通るとい

う部分が少なかったというふうに私ども判断しておりまして、今回、そんな中でも地域の方から、整備をして砂利等を敷いていただきたいというような要望もございまして、それにあわせて碎石等を敷いて、今回広くして、車も通れるようになりましたし、町道認定をしたものでございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第4、議案第25号 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（豊原課長） ただいま上程いただきました、7ページ、議案第25号 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

教育委員会の委員長及び委員の報酬は、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項の規定に基づく別表第1において、委員長が月額5万9,600円、委員が月額4万6,600円と定められております。

ご承知のとおり、町財政が大変厳しい中であって、教育委員会の委員長及び委員の方々からのお申し出によりまして、平成17年度から、この報酬を10%減額し、委員長の額を5万3,600円、委員の額を4万1,900円としてきておりますが、このたびも町長に対しまして、委員長及び委員から、引き続き減額継続の強い申し出がありましたことから、この意思を尊重し、平成21年度においても、この10%の減額措置を継続して行おうとするものであります。

改正内容は、本則中「平成20年度」を「平成21年度」に改め、平成17年度から平成20年度までの特例措置を平成21年度まで適用させようとするものであります。

なお、この特例措置に伴う年間影響額は、全体で24万1,200円の減になります。

また、附則であります、この条例は、平成21年4月1日から施行しようとするもの

であります。

以上、簡単な説明でありますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第5、議案第26号 厚岸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第26号 厚岸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書8ページをお開き願います。

厚岸町道路占用料は、平成8年に道路法施行令の別表に定める占用料が改正され、これに準じて開発道路に関する占用料並びに北海道道路占用料が改正され、町内を走る国道・道道との占用料の均衡を図るため、平成9年に道路法施行令の別表に定める占用料に準拠し、改正を行い、現在に至っておりますが、平成20年に道路法施行令の別表に定める占用料が改正され、これを受け、開発道路に関する占用料並びに北海道道路占用料も改正されたため、厚岸町においても同様に、厚岸町道路占用料の改正を行うものであります。

議案の内容につきましては、別途お手元に配付しております議案第26号説明資料、厚岸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明させていただきます。

議案第26号説明資料をごらんいただきたいと思います。

現行の別表に記載されております占有物件は26項目に分類され、それぞれに占用料が設定されておりますが、道路法施行令別表の占有物件及び占用料に準拠し、別表の全部改正を行うものであります。

内容であります。左側、現行の区分1については、占有物件が13項目に分類されて

おりますが、改正では「電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物」とし、新たに郵便差出箱及び信書便差出箱の項目を加え、14項目の分類としております。

現行の区分2であります。地下埋設物として6項目の占有物件に分類されておりますが、改正では「水道、下水道管、ガス管その他これらに類する物件」で、9項目に細分化しております。

現行の区分3であります。「日よけ、雨よけ、雪よけ」の1項目であります。改正では、次のページになります。「鉄道、軌道、歩廊、雪よけその他これらに類する施設」とした1項目としております。

現行の区分4は、露店等の2項目に分類されておりましたが、改正では「露店、商品置場その他これらに類する施設」で、現行と同様に2項目の分類としております。

現行の区分5では、「電柱等に添加する広告物」と「標識柱の類」とした2項目の分類であります。改正では「看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ」で、9項目に細分化しております。

現行の区分6は、「工事用施設及び材料置場」とした1項目でありましたが、改正では「工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設、土石、竹木、瓦その他工事用材料」とした1項目であります。

区分7でございますが、「その他の工作物、物件及び施設」の1項目であります。改正でも同様の内容の1項目としております。

改正後の占有物件は、全部で37項目に分類されております。

各占有物件の項目ごとの占有料であります。現行に比べ、総体的に約3割程度の引き下げとなっております。

備考では、道路法施行令に準拠した文言に整備をさせていただくものであります。

議案書11ページにお戻り願います。

附則であります。第1項で、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

第2項、経過措置といたしまして、改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以降の占有に係る占有料について適用し、同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

2番、堀議員。

●堀議員 今、課長のほうからですね、改正理由あったんですけども、道路法のほうの別表の改正、その中で総体的に3割減になっているという、それを、なぜこの3割減になったのかという理由というものの説明がなかったんですけども、それを教えていただきたいと思っております。

また、今回、3割の減に伴って、その予算のほうですね、町のほうの当初予算のほうへ、

影響額というのはどのくらいのものになるのかというものを教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

道路法施行令の別表の改正、約3割程度下がっているということでございますが、その理由でございますが、これは、近年の全国的な地価水準の下落、それと市町村合併の進展、こういったことを踏まえて占用料の見直しを行ったということでございまして、現行より、その基準表が3割程度下がったというものでございます。

それから、この下落によります占用料の影響でございますけれども、約120万程度減額となるというものでございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 そうすると、今回、21年度の当初予算のほうには旧条例分の予算ということで上がっていると思うんで、それは新年度に入った後で補正対応ということになるというふうに理解していいのかなと思います。

また、今回そのように、地価の下落によって占用料の、道路法のほうでの占用料の減額というのが上がったんですけれども、それ以外にも町有地なりでですね、北電柱やN T T柱などの貸地料のほうで当然貸し付けているというようなものもある。同じような理由で、地価の下落によってそれらも減額する可能性があるのかどうか、それについて教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず占用料の、21年度の予算の計上でございますけれども、当然、実施に当たりましては、毎年毎年、急遽、仮設的なものが入ったりして、料金等は変動します。そういった料金等の変動に合わせて、収入の状況を見て、補正予算において措置をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、貸地料との絡みでございますけれども、貸地料につきましては、近傍類似の土地の価格、それをもとにして料金を設定してございます。ですから、申請があったときに、その近傍類似の土地の価格を調べて、それから貸地料を計算してございますので、それはその都度、料金設定していくこととなりますので、あえて改定するといったような形ではないというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 ちょっと聞き方が悪かったのかな。電柱関係ですね。電柱関係、貸地料、その近傍類似価格じゃなくて、別な基準から持ってきて、その契約をもってやると思うんですけれど

も、そこら辺も変わるのかということで聞いたんですけども。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 電柱関係ということで、例えば他の占用物件等となりますと、公園だとか、そういった河川とか、そういった意味での電柱という標識、その比較という意味でお答えしてよろしいでしょうか。そうじゃない。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 3 時53分休憩

午後 4 時02分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 貴重な時間をとらせてまして、申しわけございません。

普通財産の貸し付けに伴う電柱の貸付料でございますけれども、1本当たり、これは3種類に分かれておまして、畑であれば1,730円、宅地であれば1,500円、山林とかであれば245円といった設定としてございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。
10番、谷口議員。

●谷口議員 済みませんが、区分5が今度は区分番号みたいのがなくなって、看板、標識っていうふうになったというふうに聞いたんですけども、いいんですよね、そういう理解で。聞こえなかった。区分5ってなってますよね。現行区分5、これが改正では看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチっていうふうに変わったって理解していいんですよね。違うんですか。いいんですよね。資料を見て、私、言ってるんですけど。何見てんの。これ見てやってんですけど。何のために配ってるの。いいですか、そういうふうに理解して。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） そのとおりでございまして、区分5が看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ、この中に変わったということでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 せっかく配った資料ですから、配った資料で見て答えてください。

それで、電柱等に添加する広告物というふうな項目があるんですが、これは、きっと、これは今度、小さい項目でいけば、今度は新しいのではどれを指すんですか。これを見たらちょっとわかんないんだけども。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

電柱等に添加する広告物、これは現行なってますけれども、これが今度、細分化されまして、この中では幕だとか看板だとかアーチだとか、こういったものに細分化されたということでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 それで、この、結果的には、設置するのは、北電だとか、いわゆる電話会社だとか、そのほかにもまだあるのかな。例えば共聴の、そういうものも含まれるんでしょうか、こういうやつには、この中には。

それで、こういうものの収入というのはどのぐらいあるものか、年間にすると。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

共聴等につきましては、別の表のほうに入ってます。区分1のほうに入っているかと思えます。

それから、年間の収入……。

●谷口議員 それは立てるってことでしょ。

●建設課長（佐藤課長） 共聴のケーブルということでございますね。共聴等に関しましては、この改正案でいきますと、最初の、第1種電柱からいきますと、1、2、3、4、5、6、7番目、共架電線その他上空に設ける線類、こちらのほうになってまいります。

●谷口議員 わかった。

●建設課長（佐藤課長） それと、年間の収入でございますけれども、改正後で想定しますと、312万7,000円ほどの収入の見込みでなるというふうに想定してございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

(な し)

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第6、議案第27号 厚岸町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第27号 厚岸町公園条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由を申し上げます。

このたびの改正内容につきましては、厚岸町公園条例中に規定されております町内公園施設のうち松葉町憩いの広場につきまして、その設置位置の改正を行おうとするものであります。

松葉町憩いの広場につきましては、平成16年に整備事業を実施いたしまして、平成17年4月1日から供用を開始しているところでありますが、その後、さらに当該広場の整備を進めるため、平成19年度に、隣接地の松葉町3丁目26番、27番、28番の土地425㎡を買収いたしております。その後、この取得いたしました用地において、本年度に広場拡張の整備に着手し、平成20年12月に工事が完了し、整備を終えておりますことから、この拡張整備部分を松葉町憩いの広場に加えて供用を始めようとするものであります。

条例規定の改正部分につきましては、議案書の17ページ及び参考配付資料の新旧対照表のとおりでございます。公園の設置及び名称を定めている第2条第8号の松葉町憩いの広場において、その位置に26番、27番、28番の3つの地番を加えるものであります。

以上が改正部分であります。この改正条例の施行日につきましては、附則において、平成21年4月1日からと定めるものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

13番、室崎議員。

- 室崎議員 図面も出していただきまして、それで、図面でお聞きしますが、町道横9の通りと町道横8の通りに挟まれた部分ですよね。町道横9の通りの、図面でいう左側というのは、鈴木旅館になるのかな。それで間違いないですね。そこに一番近い、今、文字の入っている、

平成20年度施行（拡張部分）となっておりますが、ここに建物が建ってんだけど、これ、いつの図面ですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） この図面には、現在、建物、撤去されております。信金の建物が入っていた部分でございます。

それで、このたびの拡張する部分につきましては、図面上に数字が入っております。26、27、28の3つの土地、地番ですね。そこの部分が拡張されまして、今回この広場に加わるということでございまして、図面上で建物が入っておりますけれども、これについては、現在はなくなっているという状況でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 信金の建物を壊して、もう相当になるんですよ。ということは、もうそのころ、その図面がもう、その建物を壊す前にもうこの図面はできてたと。そして、何か前には、こちらのほうに拡張していくのかという話を聞いたとき、そんな予定はないと言ってたんだけど、もうそのころ既にそんな図面ももう、これ、できてたんじゃないのかというふうにも推測しかねない図面なんですよ。まあ、これ1つからそこまで言うのほうがち過ぎかもしれないけど。

それで、28の隣、これ地番入ってないけども、この順番で並んでるとすれば29番の土地、これもこの後買い上げて、横8の道路から横9の道路まで、全体を公園にするという予定なんですか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

ここの松葉町憩いの広場といいますのは、厚岸町湖南地区まちづくり事業計画、これをもとに整備を進めているものでございまして、今、隣のあいているところについてはもう、拡大して整備をするといった予定はございません。松葉町憩いの広場はこれで事業が完了したというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 この先に、買い上げて、ここんとこをする予定はないということですね。前にもなんか似たような議論があったんですよ。そして、そんな予定はないというふうに聞いてたのが、あるとき買い上げて、そして出てきた図面は古い図面が、どうも、当時からつくってたんじゃないかと思うような図面に思われるのでお聞きしたんだけど、そのようなことはないわけですね。ここでもう一度確認しておきます。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

この松葉町憩いの広場の整備については、もうこれで事業は完了しているというふうを考えておりますので、地域からの話の中でも、これで事業が完了したというふうに確認とっておりますので、これ以上拡張するといったことは考えてはございません。

以上です。

●室崎議員 結構です。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第7、議案第28号 厚岸町学校給食センター管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

管理課長。

●管理課長（須佐課長） ただいま上程いただきました議案第28号 厚岸町学校給食センター管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書13ページでございます。

改正内容につきましては、別途お手元に配付いたしました議案第28号説明資料、厚岸町学校給食センター管理条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

厚岸町学校給食センター管理条例は、学校給食センターの管理運営に関し必要な事項を定めておりますが、この条例中、第5条の給食費につきましては、上位法である学校給食法第6条第2項を引用し定められております。この法律が、平成20年6月18日に公布された法律第73号学校保健法等の一部を改正する法律によりまして学校給食法の一部が改正され、平成21年4月1日から施行されることになりました。この法律改正により、

本条例第5条で引用していた同法第6条第2項の条番号が、同法第11条第2項に繰り下がったため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案書13ページにお戻りください。

附則であります。改正後の条例は、本法の施行日と同じ平成21年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 簡単過ぎて、何が何だかさっぱりわかりません。ここんどこにまあ、条例の新旧対照表は出てるんだけど、これは上位法である学校給食法が、何か変わったんでしょう。それに合わせて変わったんでしょう。その説明、何にもないんですよ。中身が変わってるんだか、ただ番号が変わって中身が同じなんだかすらわかんないんです。あなたたちは学校給食法全部そらんじてるから、それでもって十分おわかりだと思っただけけれども、こちらにすると、この資料は資料としての価値、ないんですよ。もし、今の提案理由説明でその程度の説明をするのであれば、この余白のところに学校給食法の関連部分だけでもつけてもらわなかったらわかんないんですよ。そういう資料は出てないから、それは口で言うんだなと思ったら、上位法が変わったんでこういうふうに変えました、以上でございますというのでは、これ説明になってないですよ。そここのところの内容をきちんと説明してください。もし口で言うのが厄介ならば、資料で出してください。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後4時19分休憩

午後4時32分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

管理課長。

●管理課長（須佐課長） 大変貴重な時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

ただいまお配りいたしました学校給食法の新旧対照表は、今回の給食法の改正の内容が示されておりまして、今回、学校給食法の改正につきましては、学校給食を活用した食に関する指導の充実をしていくために、食育の観点から学校給食の目標を設定、それからさらに、栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の推進などによりまして、こういった今回の法律改正を行ったのと同時に、学校における学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国水準の法制化という目的がありまして、こういった各条項、条が挿入されてきました。

したがいまして、下にページ打ってありますが、17ページの欄に、今回改正しようとする6条、6条のところが記載されておりました、上のほうに11条という条に繰り下がっております。ここが今回の改正の内容でありまして、申しわけございません、6条がここに抜けておりますが、6条は、経費の負担という法律の条項であります。6条の1項であります、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、並びに学校給食の運営に要する経費のうち……。

(「どこ」の声あり)

- 管理課長（須佐課長） 抜けておりますので、私が読み上げて今説明します。

(「何も資料がないんじゃないあ……」の声あり)

- 管理課長（須佐課長） いや、追加になった条項をこうやって示して、繰り下がったっていうことを理解していただきたかったんです。申しわけございません。

そこで、今回改正しております2項の関係であります、学校給食に要する経費、いわゆる学校給食費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法16条に規定する保護者の負担とするという法律の規定がございます。その規定を使って、今、学校給食センター管理条例の中でも、この負担という部分を経費のところ、上位法である学校給食法を適用しておりますので、この法律改正によりまして条項を繰り下げる改正を行わせていただきたく提案させていただきました。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後4時35分休憩

午後4時36分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

管理課長。

- 管理課長（須佐課長） 大変申しわけございません。ただいまお配りしましたA判の1枚の用紙でございますが、ここに記載されております経費の負担、第6条というのが改正前の学校給食法第6条の規定であります。ここで規定されている内容につきましては、2項の内容であります、学校給食費に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の、学校給食法第16条に規定する保護者の負担という規定が記載されております。この法律を引用し、センターの管理条例であります条例においてもここを適用し、負担の区分の中で、今回、保護者のご負担をいただいているということでもあります。それが、さきの学校給食法の改正に伴いまして、法律の条項が繰り下がったことによりまして、今回、条例の改正を、法の第6条第2項という規定を第11条の2項に改める改正でありますので、ご理解をいただきたいと思

います。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 今回出た議案そのものに関してどうのこうのと言うわけではなくて、わかりやすくさえ説明していただければ何でもなかったということなんですよね。

要するに、保護者負担の規定が、学校給食法で今まで6条に記載されておったと。それが今回、学校給食法の一部改正があつて、同じ内容のものが、条番号が変わって11条になったと。だからそれに従って、この条例のほうも条番号だけ変えましたと、中身は何一つ変わっておりませんと、そういうことですよね。というふうに最初から言っていただければ、こんなに時間とんないでできたんです。この後はよろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

(なし)

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第8、議案第29号 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第29号及び議案第30号につきまして、その提案理由と内容の説明を申し上げます。

始めに、議案第29号 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明申し上げます。

このたびの条例改正は、平成20年12月3日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成21年4月1日から施行されることに伴い、本条例を改正するものです。

議案書14ページであります。改正内容につきましては、別紙お手元に配付させていただいております議案第29号説明資料の新旧対照表で説明させていただきます。

第3条でございますけれども、助成の対象を規定してございますが、本条各号には助成の対象外を列記しております。このうち第2号につきまして、児童福祉法第27条第1項第3号が改正されまして、要保護児童の保護措置を行う施設、これが追加されたことから、本条例におきましても「小規模居住型児童養育事業を行う者」を加えるための字句の追加でございます。

議案書にお戻りください。

附則であります、改正後の条例は、平成21年4月1日から施行するとするものであります。

続きまして、議案第30号 厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例につきましても、さきの議案第29号と同様に、平成20年12月3日に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、平成21年4月1日から施行されることに伴い、改正するものであります。

議案書15ページになりますが、改正内容につきましては、先ほどと同じく、議案第30号説明資料、新旧対照表で説明させていただきます。

同じく、こちらの第3条につきましては、受給資格者について規定してございます。また同じく、本条各号には受給資格の対象外を列記してございます。先ほどと同じく、児童福祉法第27条第1項第3号が改正され、要保護児童の保護措置を行う施設の追加がなされたことから、本条例におきましても「小規模住居型児童養育事業を行う者」を加えるための字句の追加でございます。

議案書にお戻りください。

附則であります、改正後の条例は、平成21年4月1日から施行するというものであります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第29号と議案第30号の提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） 最初に、議案第29号について質疑を行います。

一緒でよろしいですか。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） それでは、この質疑につきましては、議案第29号、30号一括で質疑を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 先ほどほどではないといっても似たような話になるのですがね、上位法の法律が変わったから条例に肉をつけるんだというのはわかりました。それはいいんです。せめて、ここをついた小規模住居型児童養育事業を行う者というのはこんなもんなんだよというのを、一言ぐらいは説明していただいてもいいんじゃないかというふうに思う

んです。で、これ何なんですか。

それからもう1つは、これはいわゆる、何ていうんですか、こういう人は対象にならないよっていう列記が1つですよ。それが1つふえたんですね。これに、いわゆる該当する人っていうのは、厚岸町ではあるんでしょうか。この2点についてお聞かせいただきたい。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 説明不足で申しわけございません。

まず、今回加わりました小規模住居型児童養育事業ということでございますけれども、まず、新たに国によって事業化されるファミリーホーム制度ということでございまして、実は里親という制度の中で、法律が変わりまして、実際、これからは里親、4人までしか養育に当たることができないということで、5、6人程度の要保護児童を養育するためにこの事業ができたということの内容でございます。

それから、この対象者ですけれども、実は、私どものほうでは現状を把握できてございません。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 条例、2つありますよね。この2つの条例、これから、4月1日から施行して、動いていくわけですよ。そのときに、対象になる人がいるかないかわからないで、これ、施策展開できるんですか。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） ちょっと答え方が、ちょっと不適切だったと思いますが、実は、この制度できたばかりでございますので、指定を今のところ受けているという確認をとれていませんので、これから北海道のほうにおいて申請して指定を受ける方がいらっしゃれば、私どものほうで把握できるという形になろうかと思っております。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

最初に、議案第29号についてお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
次に、議案第30号についてお諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（南谷議員） 日程第9、議案第31号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
町民課長。
- 町民課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第31号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由と内容の説明を申し上げます。
議案書16ページになりますが、改正内容につきましては、別途配付させていただいております議案第31号参考資料1、厚岸町国民健康保険税条例の改正についてに基づきまして説明させていただきます。
改正内容でございますけれども、まず、厚岸町の国民健康保険税でございますが、地方税法の定めるところによりまして、厚岸町国民健康保険税条例でその額を定めてございます。また、保険税の減額についても規定しているところであります。
参考資料の表1でございますが、保険税が基礎課税額、いわゆる医療分、後期高齢者支援金課税額及び介護納付金課税額に分かれておりまして、さらにそれぞれ応能割合の所得割額と応益割合の被保険者均等割額、及び世帯別平等割額の構成となっております。また、厚岸町国民健康保険税条例第21条で、国民健康保険税の減額、厚岸町においては7割、5割、2割の軽減について規定し、実施しております。
ただし、この軽減を行うには、地方税法並びに地方税法施行例において、基礎課税額の応益割合が45%から55%の間に入っていることの条件が規定されております。しかし、平成20年度における厚岸町国民健康保険特別会計は、この応益割合が44.7%になっており、必要な割合の枠から外れる結果となっております。
この状態が平成21年度も同じ状況となり、2年連続してこの割合が満たされない場合には、表2にありますように、7割軽減が6または5割軽減に、5割軽減が4割または3割軽減となり、2割軽減はできない状況になります。したがって、今までどおり7、5、2割の軽減を維持するため、医療分の基礎課税額における応能割合である所得割額の率の改定と応益割合、すなわち被保険者均等割額と世帯別平等割額を改定して、応能・応益の割合をそれぞれ50%に近づけ、必要な割合にしようとするものであります。
さらに、この改定により、保険税全体の所得割額の率12.1%、被保険者均等割額3万7,000円、及び世帯別平等割額5万2,000円を変えないように、後期高齢者支援金等課税

額分において、その調整を行った内容であります。

具体的な改正内容につきましては、別途配付させていただいております議案第31号説明資料、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

まず、基礎課税額の改定として、第3条の改正で、所得割「100分の8.5」を「100分の7.5」とし、第5条の改正では、被保険者の1人についての被保険者均等割額「2万2,000円」を「2万4,000円」とし、第5条の2の改正においては、世帯別平等割額「3万5,000円」を「3万6,000円」とするとともに、特定世帯におけます世帯別平等割額「1万7,500円」を「1万8,000円」とするものです。

また、後期高齢者支援金等課税額については、第6条の改正で、所得割「100分の2.1」を「100分の3.1」とし、第7条の改正では、被保険者1人についての被保険者均等割額を「8,000円」を「6,000円」とし、第7条の2の改正においては、世帯別平等割額「7,000円」を「6,000円」とするとともに、特定世帯における世帯別平等割額「3,500円」を「3,000円」とするものです。

なお、これらの改正内容につきましては、さきの説明の際、参考資料1の表3において表記させていただいておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、これらの改正に伴い、国民健康保険税の減額を規定しています第21条についても改正する必要があります。

まず、7割軽減については、第21条第1項第1号アの基礎課税額の被保険者均等割額から減ずる額「1万5,400円」を「1万6,800円」とし、同号イの基礎課税額の世帯別平等割額から減ずる額「2万4,500円」を「2万5,200円」とし、特定世帯において減ずる額「1万2,250円」を「1万2,600円」とするものです。同じく同号ウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額から減ずる額「5,600円」を「4,200円」とし、同号への後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額から減ずる額「4,900円」を「4,200円」とし、特定世帯において減ずる額「2,450円」を「2,100円」とするものです。

次に、5割軽減については、同項第2号のアの基礎課税額の被保険者均等割額から減ずる額「1万1,000円」を「1万2,000円」とし、同号イの基礎課税額の世帯別平等割額から減ずる額「1万7,500円」を「1万8,000円」とし、特定世帯において減ずる額「8,750円」を「9,000円」とするものです。同じく同号ウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額から減ずる額「4,000円」を「3,000円」とし、同号への後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額から減ずる額「3,500円」を「3,000円」とし、特定世帯において減ずる額「1,750円」を「1,500円」とするものです。

また、2割軽減につきましては、同項第3号アの基礎課税額の被保険者均等割額から減ずる額「4,400円」を「4,800円」とし、同号イの基礎課税額の世帯別平等割額から減ずる額「7,000円」を「7,200円」とし、特定世帯において減ずる額「3,500円」を「3,600円」とするものです。同じく同号ウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者の均等割額から減ずる額「1,600円」を「1,200円」とし、同号への後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額から減ずる額「1,400円」を「1,200円」とし、特定世帯において減ずる額「700円」を「600円」とするものです。

なお、これらの改正につきまして、別途配付させていただきました議案第31号参考資

料2において表で表記させていただいておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

議案書にお戻りください。

附則であります。

施行期日でございますが、平成21年4月1日から施行するものです。

2として、適用区分であります。改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成21年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものです。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由と改正の内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後4時58分休憩

午後4時59分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今回の改正なんです。結果的には、これは、政府が目指している方向に、ぴったり厚岸町もしようというのが改正の内容ではないのかなと。これは、もう以前は、3対7ぐらいの割合であったのを、応能・応益の割合を5対5に持っていけというのが政府の方針であったと思うんですね。それで結果的に、応益の割合がどんどん、今、高くなってきているわけですから、これがある意味、国民健康保険税の、非常にこう、大きな負担感の原因であったのではないのかなというふうに思うんですね。

それで、今回、7割軽減、5割軽減、2割軽減を進めていくには、こういう方向に持っていけないと、それは認められませんよと、それで1割ずつ下げて、2割軽減はだめですよという方向になってしまっていくということ回避するために、今回はこういう改正をするんだという説明であったと思うんですけども、そういうことでよろしいのか。

それで、結果的に、今回の改正によって、今、厚岸町のそれぞれの国民健康保険の加入者に与える影響、これはどういうふうに変っていくのか、簡単に説明していただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 今回の改正に当たりまして、趣旨でございますけれども、基本的には、質問者がおっしゃるとおり、7割、5割、2割の、この軽減を維持するために、率、それから額の改正を行うと。ただし、総額では被保険者の負担がふえないような調整を行ってまいったという内容でございます。

それと、今回の改正に伴います影響でございますけれども、そういう当初の改正目的がございますので、基本的には増減はないというふうな形で計算されています。ただし、基礎課税額分の率と後期高齢者支援金等課税額の率をそれぞれ1%上げ下げしてございます。その結果、ふだんは率ですから、所得額が同じであれば変わりません。ところが、限度額がそれぞれございます。基礎課税額医療分につきましては47万、それから後期高齢者支援金等課税額については限度額が12万という、この限度額に引っかかりまして、逆に上がっていかないという部分がありまして、減額になる被保険者が出るというようなことでは試算してございます。その影響額としましては、200万程度の保険税が減になるという試算でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 応益割が引き上がりますよね、今回の改正ではね。それによって負担増になると、増税になるというような家庭は出てこないのですか、世帯は。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 応益割は、それぞれ額についての増減を基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の中でやっておりますので、この変動はございません。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

●谷口議員 はい。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第10、議案第32号 厚岸町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） ただいま上程いただきました議案第32号 厚岸町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

冒頭、提案理由が少し長くなりますことをお許しをいただきたいと思います。

議案書は18ページでございます。

福祉介護の人材につきましては、離職率が高いことに加えまして、地域や事業所によっては人材確保が困難な状況も見られることから、その人材確保は喫緊の課題であるとの認識のもとに、国において平成20年10月30日、新たな経済対策に関する政府与党会議、経済対策閣僚会議合同会議で決定されました生活対策において、介護従事者の処遇改善と人材確保を盛り込み、介護報酬を3%引き上げ改定することとされたところであります。

さらに、12月19日に生活対策を含めた生活防衛のための緊急対策が示され、介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制することが打ち出され、この対策に係る財源措置としまして、平成20年度第2次補正予算で介護従事者処遇改善臨時特例交付金が創設をされ、介護報酬の改定による保険料の上昇分を段階的に緩和することとなり、1号被保険者の負担の軽減を図るための市町村等への財源措置が盛り込まれたところであります。

この交付金は、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画期間に限った措置でございます。介護報酬改定の3%分が第1号被保険者の保険料に影響する分について積算をし、平成21年度はその影響する分の全額、平成22年度は2分の1が交付されることとなり、平成20年度中にその全額が交付されることとなったことから、当該交付金を適正に管理・執行するために、新たに基金設置を要することとなったものであります。

介護保険特別会計における基金としましては、既存の厚岸町介護給付費準備基金がありますが、この準備基金は、財源の不足が生じたときに充てるなどの広義な運用ができてきて、執行日の定めがないなど、今回の臨時特例交付金が混在した場合に、目的に沿った処分がされたかどうかの管理が困難などの理由によりまして、準備基金と一体での運用が認められないとされていることから、地方自治法第241条の規定により新たな基金条例を制定をし、交付金の積み立て・運用を行うものであります。

議案書の本則に入らせていただきます。

条例の題名は、厚岸町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例であります。

第1条は、設置であります。基金の設置について、その理由と目的を定めるものであります。

第2条は積立額であります。積立額は、国庫からの臨時特例交付金に相当する額と

するものであります。

第3条から第5条は、基金の管理、運用益の処理、組み替え運用等について定めるものであります。

第6条は基金の処分であります。基金の処分を交付金の目的に限定することを規定するものであります。第1号として、第4期計画期間中における介護報酬の改定に伴う第1号被保険者の保険料の増加額を軽減するための財源に充てる場合とし、第2号として、その軽減策に係る広報啓発、介護保険料の賦課徴収に係る電算処理システムの整備等の当該措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合とするものであります。

同条第2項は、基金を処分する場合の手続であります。介護保険特別会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出する規定であります。

第7条は、基金の管理に関し必要な事項を町長が別に定めることができる委任規定であります。

附則であります。第1項は施行期日であります。平成20年度中に交付金の歳入があることを受け、施行期日を公布の日から施行するものとし、第2項では、基金の閉鎖を平成24年3月31日とし、基金に残金があるときは国庫に返還することを規定するものであります。

なお、この基金に積み立てることとなる臨時特例交付金の額は682万2,000円と見込んで補正予算に計上しておりましたが、システム改修費、約133万円でございますが、全額交付されることとなりましたことから、交付金の額は765万7,000円となります。83万5,000円ほどの開きが出てまいります。追加補正で対応予定でございます。

次に、別途お配りしました説明資料の説明をさせていただきます。

議案第32号、第33号の説明資料であります。A4判で、太い字で介護従事者処遇改善のための緊急特別対策（平成20年度第2次補正）と書いてあるもの、それから、もう1つはA3判の大きなものでございます。所得段階別保険料の比較と第4期計画期間の保険料の取り扱いについてと書いてある資料でございます。

A4判の資料であります。国の緊急特別対策の内容と保険料抑制のイメージについての説明ですが、線で囲んだ下に（内容）とありますが、緊急特別対策の1つは、先ほど申し上げましたプラス3%の介護報酬改定により介護従事者の処遇の向上を図ることであり、もう1つが今回の基金条例制定に関係します。このプラス3%の介護報酬改定に伴う保険料の上昇を抑制する措置を講じることとし、その下の黒い四角のところ改定による平成21年度の上昇分の全額、改定による平成22年度の上昇分の半額について、被保険者の負担を国費により軽減するというものです。

65歳以上の第1号被保険者の保険料分については、市町村に基金を設置して対応することとされ、この平成21年度、22年度の軽減措置をイメージした図が下の左側のものになります。平成21年度、22年度、23年度の保険料の上昇分のうち3%改定分に係る保険料の上昇分と、3%改定分を除いた自然増の上昇分を図の左側の説明であらわしていますけれども、階段状の太い線が国の負担と第1号被保険者の負担のイメージでございます。3%改定分の初年度は全額国庫負担、次年度は半分を国庫負担、3年目には第1号被保険者の保険料で全額負担をするという激変緩和の手法であります。

この国の手法に対して厚岸町の保険料抑制のイメージをお示ししたのが右の図であります。介護報酬の3%引き上げによる保険料への影響額は、年額で1,200円、1カ月当たり100円と推計されました。これを、3カ年分を同額とする平準化を導入した場合に、その影響額は、年額で600円、1カ月50円でありますことから、これまでの保険料の決め方と同様に、3カ年分、保険料を同じ額で軽減をする、つまり国の交付金も3カ年間同じ額で補てんをする平準化の手法をとることといたしました。この手法は、他の市町村でも採用するところが多いと聞いておりますし、釧路管内でも全市町村がこの手法を取り入れることになっていきますことを申し添えさせていただきます。

次に、A3判の大きい資料でございます。

こちらは平成21年度から23年度までの期間の保険料の算定資料でございます。主たる内容は次の議案第33号での説明資料になるため、詳細部分につきましては省略をさせていただきますが、左側の表、上下に2つありますが、この表は、現在適用している保険料の区分であります。大きな矢印のとおり、真ん中の表が次期、第4期計画期間の保険料の推計でありまして、介護報酬3%がそのまま保険料に反映された場合の保険料金額でございます。

これに対して、右の表であります。国の交付金を活用した、軽減後の保険料の表であります。第4期では、基準となります第4段階の区分が2区分となっております。基準額掛ける0.9という区分が新設をされますが、基準額掛ける1.0の区分の保険料の額、軽減前と軽減後では年額で600円、月額で50円が軽減される金額となっております。

以上、資料の概要を説明させていただきましたが、提案理由と内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今回のこの32号の、基金条例ですから、こういうふうにするということで、問題は、介護従事者の処遇改善等に伴う、それと人材を確保していくということになると思うんですけども、全国的に見ると非常に、介護従事者の人材不足が続いているということだと思います。

それで、今回言っている内容、介護従事者の処遇改善、それから新たな人材を確保するという事なんですが、具体的にはどういう処遇改善を目指しているのか、あるいはどういう人材をこれによって確保していくというふうに考えているのか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

今回の国の言うております介護従事者の処遇改善の中身ですが、おっしゃられるように処遇の改善と人材確保ということが大きな柱となっております。

人材確保に関しましては、今回の20年度第2次補正予算の中でもですね、国が直接的に、仕事の無い、いわゆる問題になっております派遣労働者の派遣切りの問題も含めてですね、国が資格を取るための研修の機会を、国の費用で負担をしながら、資格を取っていただいて、次の仕事につないでいくというようなことを予算の中で持っております。いつまでやるのかという部分については私どもも見えておりませんが、新たな、資格を持ってらっしゃる方を養成をして、不足していると言われる介護に従事をしていただくということがその柱になっております。

それで、従事者の処遇改善の部分であります。具体的には施設系の処遇改善としまして、3%のうち1.3%を施設分として改定をしよう。それから、在宅分につきましては残りの1.7%を見込むという中身でございます。サービスの見直しの中身については非常にたくさん出てまいります。

1つ例をとって申し上げますと、例えば居宅の介護サービスを、プランをつくる方々、ケアマネジャーの部分でございますが、これまでは1人当たりのケアプランの作成数というのは限定をされておりました。それで、1人当たり40ケースを超えるという場合には、その40ケースも含めて、オーバーした5件分もすべて算定する単価が下げられるということが従来の手法でございました。今回見直しされておりますのは、超えた分についてだけ減額をしましょうと。もともとの割り当ての分については100%の算定をいたしましょうというようなことが出てまいりました。そういう意味でいきますと、プランづくりの余裕のある部分について、新たにケアマネジャーの方々が介護プランでありますとか介護予防プランというものに参加をしていく、そのことが事業所として、サービス提供収入がふえてくる、その分を処遇改善の費用に充てるというイメージのものでございます。

それから、居宅訪問系で申し上げますと、今までは30分単位の生活介助、あるいは身体介助というものがそう大きく評価をされておりました。そういう意味でいきますと、もう少し小刻みな時間のサービスというものもそこに認めようじゃないか。そこに対して、従来の単位に上乘せ加算をしていくという手法をとっております。それから、場合によってはお2人が同時にサービスに、ヘルパーさんが入るという場合もあると。この場合については、従来の単位に何単位を加算をしたというような手法で、言われているように、従来のものに加算をする方式というものがとられてまいります。

それから、特に今回目立っておりますのは、医療と介護の連携の部分であります。そこに対してケアマネジャーがいろいろプランにかかわっていくということに対して、1回当たり、例えば300単位、これは300単位といたしますのは、1単位10円という計算をいたしますので、それで、300単位ですから3,000円の加算ができるというようなことが今回盛り込まれておりますし、認知症の対応に対する加算、それから夜間訪問に対する加算とか、そういうものが加算方式で出てまいります。これらのものがサービス事業所として収入がふえ、従事者に処遇改善として反映されるというイメージをつくりましたのが今回の国の方針でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、課長が説明された内容で安定した人材を確保していくということが、できることが目的ですよね。それで、今回の改定によって、改定というか新しい制度をつくることによって、この予算が人材のほうにきちんと行くのか、それとも今、非常に、経営のほうも大変ですよね。そうすると、経営者のさじかげんで、結果的には経営のほうにそれが使われていくというようなことになっていく可能性もないわけではないのではないかなというふうに思うんですよ。

それで、それらについては、例えば厚岸町の事業所、こういう事業所があつて、こういうところではこういうふうに改善が図られていきますよと。ケアマネジャーなんかも、夜遅くまで飛び回って、ようやく何とか対応しているけれども、介護福祉士がこういうふうに養成されて、一定の条件が確保されていって、十分なサービスが行き渡るようにできますよというようなことがなければならぬと思うんですよ。それが結果的には、せっかくその制度をつくって、基金を積んでやったけれども、どこにしみ込んでいったかわかんないというようなことになっては、私は困るというふうに思うんですね。

それで、この介護の問題では、非常にいろんな問題があつて、今回、国のほうでもさまざまな施策が出されていると思うんですよね。それで、介護の人材確保、職場定着支援金、それから特定人材対策だとかね、さまざまな対策が今回とられているんですけども、それらについて、厚岸町でつかまえている情報は、どこまでつかまえているのか、それから予算に反映できるものはどれなのか、できましたら、新年度の予算のときよろしいですから、そういう資料を提出していただきたいなというふうに考えているんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

処遇改善の効果が具体的にどうあらわれるのかというお話、それから、そうなっていかなくや国の言っている処遇改善のものが、経営のほうにしみ込んじゃって、処遇改善に結びつかないというようなお話でございましたが、3%アップの改定の話が出たときからそういうお話は実はございます。そういう意味で、介護の現場自体が非常に、肉体的に厳しいっていう問題、それから賃金自体もそんなに多くいただけてないというような状況の中で、定着しづらい職場になっているという現実がございまして、おっしゃられているように、経営する側も、介護保険制度ができて、介護報酬自体が切り詰められていく、それから引き下げられていくというような実態の中で、厳しい経営を強いられているという状態でございますので、今回のプラス改定の中で具体的にどう見えてくるのかということについては、私どもも所期の目的達成のための効果というものが出てきてほしいというふうに思っておりますが、残念ながらチェックをする立場にはございません。今回、国がやろうとしておりますことは、今回の3%改定が具体的に処遇改善にどうつながっていくのかという検証の場を委員会として立ち上げて検証していこうということが打ち出されておりますので、そういった検証の組織の動向を私どもは注目したいなというふうに思っております。

それから、国が出しております介護施策につきましてのメニューでございまして、基

本的には自治体がそのことを予算に反映をさせて、自治体の立場でいろんな施策が展開できると、介護従事者を養成をすとかというメニューになっているかどうかという部分についての十分な把握をしておりません。多くは事業所主導の研修の手法であったり、スキルアップの対策であったりということが多いんだろうというふうに思いますが、なお施策の中身のチェックをさせていただいて、お出しできるものがあれば資料として出させていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今の答弁を聞いていて、結果的には、もうそこまで心配をしなければなんないようなことなのかなというふうに思わざるを得ない内容なんですよね。結果的に、負担はふえたけれども、結果として、今度はそれが処遇の改善だとか人材の確保がきちんとできないで、経営の改善のほうにどんどん回ってしまって、結果的には、せっかくそういうものやっっているながら、いい方向に結びつかなかったというようなことになっては、やはり私は困ると思うんですよね。そういう点では、国のほうがそれを検証するというだけではなくて、やはり地方自治体もそれにきちんとかかわっていかなければだめではないのかなというふうに私は思うんですよ。制度はいろいろ立ち上がったけれども、結果的に厚岸町は何の手出しもできませんでしたと、ただただ遠くから眺めているだけでしたということでは、私は困ると思うんですけれどもね。

そういう点では、やはり、今回こういう条例を制定するに当たっては、やはり町民、受益者が、やはりその恩恵をきちんと受けることができると同時に、そこで働いている従事者の方々が、その仕事に誇りを持って安心して仕事ができるようにしていかなければならないのではないのかなと。今、非常に仕事がないという中で、こちらのほうに向かってほしいと盛んに今、言ってますよね。ですけども、その条件が厳しいだとかいろんなことを考えると、なかなか、今、仕事を探している人の中でも、そちらに変わって、転換をしていこうというような状況にないというのが現状ではないのかなと。

私のうちでも、ちょっと、サービスを利用させていただいておりますけれども、厚岸町の方が、そうしたらそういう事業所で頑張ってるかという、必ずしもそうでもないんですよね。聞けば、釧路あたりから通ってきていると、それも大楽毛から通ってきているというような話を聞くと、今、厚岸町の中で、何とか仕事をふやしていきたいということを考えると、そういう待遇の改善だとかきちんとした対応が、そういう、事業所がとれるような体制に、今回のことで結びついていかなければ困るのではないのかなというふうに私は思うんですよ。そのあたりどういうふうに考えているか、再度お尋ねをいたします。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

私どもも、3%の改定が、直接加入者がその部分を負担をしていくという現実から申し上げますと、当初の目的どおり、処遇改善であったり人材確保につながってほしいとい

う思いは質問者と同じ立場でございます。

それで、先ほど申し上げましたが、では厚岸町の介護保険の保険者として、そのことを事業所の中で具体的にどう指導なりできるかというお話になりますと、残念ながら指導、介入できる立場にはないということについてはご理解をいただきたいと思うんでありますが、国や北海道からも指導であったり現場の確認であったりということが行われます。そういう意味で申し上げますと、私どもも現場に動向するというのもございますので、そういった市町村の立場での意見の、指導監督する部署に対する意見の具申というものも、担当者の立場ではまるっきりオミットだというふうには思っておりません。そういう意味では、担当は担当の立場でございますし、もっと大きな話で申し上げますと、町村会であったり、それが全道の組織であり全国の組織でありというものもございます。それから地方6団体等の組織もございますので、その中で意見反映をしていくというようなことを進めていきたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 今回の交付金の算定に当たって、国のほうは21年度分、あと22年度分の上昇分で、厚岸町では765万7,000円ということなんですけれども、厚岸町はそれを3年間で平準するというんですけれども、当然、そうすると、国の算定では3年後の1号被保険者になる人の分というのは加えているわけじゃなくて、厚岸町では、新たになる人の方の分も、当然、1.5%の軽減対象になるといったときには、今回の765万7,000円っていうのは絶対不足するんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、この場合は、当然、一般財源のほうからその不足分は充当して、1.5%の軽減というものを図るというふうに考えてよろしいのでしょうか。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

今回の交付金の内容でございますが、質問者おっしゃるように、21年度の第1号被保険者が何人、22年度は何人、23年度は何人という推計自体は、既に伸び率も含めて見させていただいております。そういう意味で、国の予算措置そのものが20年度の第2次補正でございますので、20年度中にふえてく分も見込んだ交付金対応をするということでございますので、この額が21年度、22年度に向かって変わっていくというものではないというはおっしゃるとおりでございます。

不足する額についてどうするんだというお話でございますが、今の示されている中身で申し上げますと、22年度、23年度に向けて改めて計算をし直すということではございませんので、1.5%分、半分を均等に保険料の不足分として特別会計に繰り入れて、それを使っていくということでございますので、細かい積み上げをし直して、不足分が出てからその分を別な会計から繰り入れるという手法はとることにはなっておりませんことをご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

(な し)

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第11、議案第33号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） ただいま上程いただきました議案第33号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書では20ページでございます。

介護保険制度における第1号被保険者の保険料は、介護保険法の規定によりまして、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施のため、市町村介護保険事業計画を定め、計画期間における保険給付等に充てる保険料の算定を行うこととなっております。

今回の条例改正は、計画期間を平成21年度から23年度とする第4期厚岸町介護保険事業計画の策定に伴い、計画期間内における介護サービス等の量及び給付費等について推計を行い、介護保険財政を保つことができるよう保険料の算定を行った結果、厚岸町介護保険条例第2条第1項に定める第1号被保険者の介護保険料について、変更を行う必要が生じたため、保険料率等について改正を行うものであります。

また、平成21年4月1日施行の介護保険法施行令の一部改正に伴い、第4段階保険料の弾力化及び軽減が新たに創設をされまして、内容は、町民税課税世帯に適用される第4段階において、町民税非課税となる第1号被保険者のうち公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下である者に対して弾力的な軽減が図れることとなったことから、新たな保険料の適用区分として規定するものであります。

さらには、平成21年2月4日には介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されました。平成21年度の介護報酬改定に伴う保険料の急激な上昇を抑制するため、当該改正による平成21年度の保険料上昇分の全額及び平成22年度の保険料上昇分の半額に相当する額を国が市町村に対して交付金で財源措置を行うこととされ、段階的に保険料の軽減を図るために、計画期間中の各年度ごとに保険料を算定することができることとされました。

交付金による保険料の軽減につきましては、その軽減の手法について、保険者である市町村にゆだねられていることから、激変緩和として、段階的に保険料を毎年引き上げるのではなくて、計画期間の3年間の保険料を平準化をして、平成21年度の改正に伴う上昇分全額を半分にして、平成23年度に残る半分为軽減に充てるといふことといたしました。結果として、平成21年度から平成23年度の3年間の保険料を同額にすることとしております。

第4期介護保険事業計画期間における高齢化率や要介護認定率、各種介護サービスへの給付費の推計で、給付対象者の増加でありますとかサービス量の増加に係る、いわゆる自然増として上昇する保険料は、現在、基準額の第4段階で年額2,400円、5万1,600円が5万4,000円となることに加えまして、介護報酬の改正によるプラス3%分が加えまして5万5,200円となり、報酬改定による上昇分は年額で1,200円、月額100円ということとなりました。本則では、その介護報酬改定後の保険料を規定をいたしまして、附則において、介護従事者処遇改善臨時特例交付金、基金を活用した軽減後の保険料を規定しております。

それでは、一部改正の内容につきましては、お手元に配付の厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表によりまして、条例の改正内容を説明させていただきます。

表の左側が現行規定であります。その右に改正後の規定、一番右が改正要旨であります。改正部分にはアンダーラインで表示をさせていただきました。

第2条の保険料率であります。保険料率の適用年度について、「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改めようとするものであります。

保険料は、同条各号の1号から6号まですべてにわたって改定するものでありまして、第1段階と第2段階は、「2万5,800円」を「2万7,600円」に、第3段階は、「3万8,700円」を「4万1,400円」に、基準となる第4段階は、「5万1,600円」を「5万5,200円」に、第5段階は、「6万4,500円」を「6万9,000円」に、第6段階は、「7万7,400円」を「8万2,800円」にそれぞれ改めるものであります。

議案書のほうにお戻りください。

附則でございます。

第1条、施行期日であります。改正後の条例は、平成21年4月1日から施行するものであり、第2条、経過措置であります。改正後の規定は平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による規定でございます。

第3条、平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例であります。第4段階に該当する者で、先ほど申し上げました公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の者についての保険料率の軽減適用規定であり、軽減後の保険料を4万9,680円とするものであります。

第4条は、本則第2条第1項に定める第1段階から第6段階と附則前条で定めた第4段階の特例を含めて、保険料段階区分に応じた軽減後の保険料を定めるものであります。軽減後に適用される保険料は、第1段階と第2段階が2万7,300円、第3段階が4万950円、基準となる第4段階が5万4,600円、第5段階が6万8,250円、第6段階が8万1,900円、第4段階の特例が4万9,140円となるものであります。

次に、配付させていただいた説明資料につきまして説明をさせていただきます。使いますのは、A3判の大きいほうの資料、先ほど32号で説明させていただいた資料のA3判の大きいほうの資料でございます。

先ほど申し上げましたが、左側の上下2つの表でございますが、現行条例に規定する保険料でございます。下の表は、平成17年の税制改正に伴います保険料の激変緩和措置を適用する場合の規定であります。平成20年度までの適用とされておりまして、平成21年度からは激変緩和の措置の適用がなくなるものであります。

真ん中が平成21年度から23年度までの第4期計画期間の保険料であります。この表では、改正条例の本則で規定する保険料額でございます。介護報酬プラス3%改定分を見込んだ保険料の金額であります。第4段階で区分が2区分となっておりますが、上の段がこのたびの改正条例附則第3条の、公的年金等の合計所得金額が80万円以下の方が軽減適用を受ける新しい区分でございます。

次に、矢印の右側の表が国の臨時特例対策を活用した軽減保険料の金額であります。網かけになっておりますが、第4段階の基準額掛ける1.0の軽減前と軽減後の保険料の比較でございますが、年額5万5,200円が5万4,600円に、月額4,600円が4,550円に、年額で600円、月額で50円がそれぞれ軽減となるものでございます。

以上、資料の概要を説明させていただきましたが、提案理由と内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 附則の第4条の(3)の4万950円というところね。資料では4万940円というふうになってますね。それから、(5)が、6万8,250円となっているのが、資料では6万8,240円となっているんですけども、それは何かあるんですか。私の目が悪いんでしょうか。本当は同じでなければならないのではないのかなというふうに思うんですけども。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 申しわけございません。提出させていただいている条例の一部改正案が正しいものでございまして、資料のほうがそれぞれ10円間違っております。

それで、資料の訂正をさせていただいてということよろしいでしょうか。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後5時56分休憩

午後5時57分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 時間をとらせまして申しわけございません。
ご指摘のありました説明資料のほうの保険料の数字の誤りでございますが、一番右側の第3段階、年額4万940円というふうに入っておりますところ、4万950円でございます。それから、第5段階のところでございますが、6万8,240円のところが6万8,250円に、金額に訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。4万950円でございます。

なお、月額部分は変更ございませんので、年額の部分だけ訂正をお願いいたします。

●議長（南谷議員） よろしいですか。
10番、谷口議員。

●谷口議員 この内容につきましてはわかりましたけれども、私は、この介護保険については、さまざまな問題がまだまだ山積しているというふうに考えます。それと同時に、今非常に諸物価が高騰している中で、介護保険料が結果的には引き上げられていくと、年金は一方では下げられ、介護保険が引き上げられるということになると、果たしてお年寄りの方々の生活が成り立っていくのか、あるいは介護保険料は納めたけれども、結果的には自分たちが介護保険を受けるときには、それを受けるような状況にないというようなことが慢性するのではないのかなということを考えますと、私は積極的にこの条例改正に賛成することができませんので、採決に当たっては棄権をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 6 時01分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 1 年 3 月 6 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員